

令和3年第7回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和3年12月9日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉 太郎
11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

10 番 須 藤 軍 蔵

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
産業建設部長 兼 農業委員会 事務局長 菅 野 昭 裕	教 育 部 長 兼 生涯学習課長 作 田 純 一
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 安 田 春 好	健康福祉課長 後 藤 隆
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	産 業 課 長 渡 辺 雅 彦
建 設 課 長 杉 原 仁	会 計 管 理 者 長 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子
教育総務課長 橋 本 哲 夫	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹、藤田良男

一般質問者目次

1.	2 番	渡 邊 啓 子	P. 18～
2.	11 番	押 山 義 則	P. 23～
3.	1 番	斎 藤 信 一	P. 36～
4.	5 番	松 本 昇	P. 45～
5.	8 番	武 田 悦 子	P. 54～
6.	4 番	本 多 保 夫	P. 70～
7.	7 番	鈴 木 康 広	P. 75～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、10番須藤軍蔵君より欠席届がありましたほか、11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、環境保全課長、伊藤寿夫君から業務の都合のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日、傍聴に鈴木正雄さんほか3名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「婚活支援に注力を」外1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、婚活支援についての質問です。

コロナ禍では、人と人との接触の機会を減らさざるを得ない状況が続き、計画していた大玉村主催の婚活事業がストップしたままになっています。真剣に結婚を望む方にとって、出会いの機会に恵まれないまま時間だけが過ぎていくのは、切実な問題だと思います。コロナ禍でもできる支援を考えていくことが必要なのではないのでしょうか。

令和2年2月に大玉村結婚世話やき人セミナーが開催され、私も受講させていただきました。世話やき人への登録が呼びかけられ、世話やき人制度が軌道に乗る前にコロナ禍に見舞われてしまったこともあり、そのままになっています。

近隣の状況を見ますと、縁結びサポーター、結婚お世話役、マリッジサポーターなど、名称は異なりますが、世話やき人の仕組みがあるようです。村内に、福島県の世話やき人として活動されている方もいらっしゃいますが、大玉村の世話やき人もいたほうが、より支援の幅が広がると思います。

例えば本宮市では、「結婚を希望する方を地域の皆さんで応援しましょう」と、「コロナ禍のリアル婚活事情」、「自治体婚活希望者の気持ち」などの内容で、今年の6月に縁結びサポーターセミナーを開催しています。現在、縁結びサポーター登録

者は9名おられるそうです。安達管内で連携して婚活支援を進めたいという考えの下で、二本松市の世話やき人の方たちとの顔合わせをしての情報交換なども考えているとのこと。

本村でも、新たに世話やき人セミナーを開催し、まずは世話やき人制度を定着させることが必要だと考えます。そして、世話やき人の登録だけでなく、結婚を希望される方、世話やき人のサポートを受けたい方にも村に登録してもらうことで、婚活支援がスムーズに進むのではないかと思います。村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

コロナ感染症につきましては、お隣の本宮市で6日に1名、7日に1名それぞれ感染が確認されるなど、最近におきましては、県内でも増加の傾向にあるように見ております。また、近県におきましては、山形県や群馬県におきましてクラスターが発生するなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

このように、対面での活動が制限されます状況の下、令和4年度におきましては、国内をはじめ、県内等の感染状況を見定めながら、ご質問の世話やき人セミナーなどの開催につきまして慎重に検討を行い、実施の有無を判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） コロナの状況に左右されるところは大きいと思います。本宮市や二本松市に後れを取ってはいますが、ぜひとも大玉村の世話やき人制度をスタートできるようにお願いいたします。

福島市では、レター婚活という事業を行っています。これは、朝の連続テレビ小説「エール」のモデルとなった古関裕而さんと金子さん夫妻は、文通がきっかけで愛を育み、結婚したことをヒントに、コロナ禍でイベントが開催できない状況下で誕生しました。手紙のやり取りを通してお互いを知ってから、お見合いをして結婚につなげる婚活です。参加者のプロフィールから文通したい人を選び、市役所が間に入って、3か月間の手紙のやり取り終了後、マリッジサポーターと共にお見合いをして、お互いに気に入ったら連絡先を交換するという仕組みで、登録するプロフィールには住所や氏名、写真などは載せずに、市役所経由で文通を行うというものです。

好評につき、2022年1月から3月までの第4期レター婚活参加者募集が11月末で締め切られました。これまで延べ39名の参加があり、23組が文通を実施しているとのこと。

参加者からは、「手紙を通して相手の人柄が伝わってきた」、「じっくり相手を知ることができた」などの感想をいただいているということです。メールが主流の時代にあって、手紙というのは逆に新鮮さを感じるものではないでしょうか。相手のことを思いながら書いた時間がそこに刻まれ、手書き文字から伝わるものも多いでしょう。

また、本宮市では、今年の8月にZ o o mによるオンライン縁結びを開催し、1組

のカップルが誕生したと聞いております。

昨日、電話で確認したところでは、コロナが落ち着いてきたことから、参加者1人に対してサポーターさん1人つく、オンラインではなく、人数を絞ったリアルな婚活支援を年度内に開催を計画しているとのことでした。

様々な結婚マッチングシステムがある中で、やはり大玉村が主催する婚活イベントを待ち望む声があります。「優しい彼氏が欲しい」、「早く子どもを産みたいと孫が手帳に書いていた」、「前は村主催の婚活イベントをやっていたのに、最近やらなくなってしまった。村でやってもらえると安心なんだけれどな」というような声も聞かれます。「村では計画していたのですが、コロナの影響でやむを得ず中止になってしまったんですよ」と説明しましたが、この状況に心が痛みます。

コロナ、コロナではや2年が過ぎようとしています。時間は止まってはくれません。村では、今後の婚活支援をどのように考えているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

2番議員さんおっしゃるとおり、対面での婚活イベントですか、こういったものは、やはり従来行った経験から、必要性は十分認識をしているところでございます。

こういった婚活イベントを実施する際には、やはり村外からの募集というのが重要になってまいります。この実施に当たりましても、前提としては、実施をしたいということは変わりはありません。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、コロナの感染状況を十分に見定めませんと、感染の拡大につながるというふうなこともございますので、4年度の実施につきましても、国内であったり、県内、村内、そういった感染状況を慎重に見定めさせていただきまして、婚活イベントの開催を慎重に検討して、実施に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

コロナの状況を見定めながら、ぜひとも次年度の計画に婚活支援事業を入れていただけることを強くお願いいたします。

さて、本村では現在、婚活支援として、福島県の婚活支援システム「はび福なび」を紹介しています。これは、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するオンライン型結婚マッチングシステムで、登録者も県内全域におりますし、将来、福島県に住みたいと考えている人も登録できるので、自分に合った人に出会える可能性が高い、大変よいシステムです。入会登録料が2年間で1万円かかりますが、その他の費用は一切かかりません。

県内には、入会登録料の半額を1人1回に限り補助している自治体が数か所あります。中には全額補助のところもございます。ちなみに、郡山市、三島町、天栄村が半額の5,000円を補助、石川町が6,000円、南相馬市、桑折町は全額補助をしています。本村でも、入会登録料の補助をすることはできないかを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2 番議員さんにお答えをいたします。

今、2 番議員さんおっしゃったとおり、まだ少ない自治体数ではございますけれども、近隣の市町村の動向も見極めさせていただきながら、今後、前向きに補助のほうは検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

「はび福なび」では出張登録会なども行っているようですので、その辺も検討していただければと思います。

婚活で一番重要なことは、出会いの機会を増やすことです。村の婚活事業と県の「はび福なび」の2 本立てで婚活を応援することで、一人でも多くの方の希望がかない、ひいては本村の定住促進、人口増加につながっていくのが理想ではないかと考えます。ぜひとも婚活支援に力を注いでいただきたい。最後に、村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2 番議員さんにお答えをいたします。

今、部長が申し上げましたような状況で、大変難しい状況ではありますが、前に、2 年前ですかね、やったときも、大変多くの方に参加いただきました。女性がほとんど村外の方でありました。やはり対面での実施が難しいという状況には変わりはないと思いますが、できるだけ、落ち着いた時点で、対面が一番有効だと思いますので。

あと、補助金等については、先ほど部長が言いましたように、前向きに検討させていただきたいと思います。

この問題の深刻さというのは十二分に認識をしておりますので、対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 状況的になかなか深刻な状況ではございますが、前向きな答弁、ありがとうございます。今後に期待いたします。

それでは、次の質問に移ります。

本村では、高齢者運転の交通事故の抑止を図るために、高齢者運転免許証自主返納支援事業を行っており、平成30年4月以降に運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた方に、大玉村共通商品券1万円分（1人1回限り）と、たまちゃん（デマンド）タクシー券50枚を3か年交付しています。

これまでの事業の状況や今後の方向性について質問いたします。

初めに、運転免許証の自主返納者の人数と、交付したデマンドタクシー券の利用率を年度ごとに伺います。本年度については、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2 番議員さんにお答えをいたします。

村のデマンドタクシーにつきましては、介護認定や障害認定を受けた方は利用料が無料となっております。既に利用券の交付を受けた方で、年度中に介護認定などを受けた方、それから亡くなられた方の利用券につきましては、未使用のまま残ってしまうことになります。このため、利用券の総交付枚数を基にした利用率の算定は適当ではないということから、年度ごとの1人当たりの年間平均利用回数、それから新規自主返納者の数を申し上げます。

交付を開始いたしました平成30年度でございますが、返納者につきましては25人、1人当たりの利用回数につきましては、年間13回利用していただいております。

翌令和元年度につきましては、返納者36人と増加をしております。利用回数につきましても、年間16回と増加の傾向でございます。

次の年、令和2年度につきましては、返納者22人と減少でございます。利用回数につきましても、コロナの影響による受診控えなども考えられますが、年間7回と減少になってございます。

今年度11月末時点でございますが、返納者につきましては19人、年度途中ということもございまして、現在のところ、お1人当たり5回のご利用をいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） この運転免許証自主返納支援事業を知らない方に時々出会うのですが、せっかくのよい支援事業なのですから、もっと周知方法やお知らせの回数を増やすなどの工夫が必要かと思えます。

利用券には有効期限がないということですので、コロナの状況もあり、受診控えなどあるかと思いますが、1人当たりの利用回数が、私は低いように感じるのですが、いかがでしょうか。

デマンドタクシーは行ける場所に制限があり、どこでも行きたい場所へ乗せていってもらえるわけではありません。利用券を上手に利用している人がいる一方で、使い勝手の不自由さから、あまり利用していない人がいるのではないのでしょうか。現行のデマンドタクシー券1年当たり50枚（1万5,000円分）を3か年交付を、デマンドタクシー券かタクシー券のどちらか希望するほうを選べるように、もしくは、希望者はその一部をタクシー券に交換できるようにしてはどうでしょうか。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2番議員さんにお答えをいたします。

運転免許証を返納した方の交通手段の確保を目的に、デマンドタクシー券の交付をしております。往復で約月2回の利用を想定しているところでございます。

同じ支援額でタクシー利用を換算いたしますと、本宮市まで、往復で年間5回分程度となってしまいますので、免許証返納者の足としての支援の趣旨に沿わなくなる場

合も考えられますので、今後、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 確かに、タクシー券になると利用回数が激減してしまうことは承知しておりますが、使わないでそのまま残ってしまうよりは、住民が利用しやすいのではないかなと思います。ぜひともご検討のほど、よろしくお願いします。

次に、運転免許証の自主返納をした場合に、その家族も同時に移動手段を失う場合があると思います。例えば、おじいちゃんが運転免許証を自主返納した場合、それまでおじいちゃんの車に乗せてもらっていた、運転免許を持っていないおばあちゃんも足がなくなります。交付されたデマンドタクシー券を、返納者本人のみではなく、その家族も利用できるシステムに変更することはできないでしょうか。どこまでを利用者と認めるかの判断は難しいとは思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2 番議員さんにお答えをいたします。

自主返納によるデマンドタクシー券を利用する際には、公安委員会より交付された、顔写真付きの運転経歴証明書というものを提示いただき、本人確認をさせていただいております。

議員さんおっしゃるとおり、返納された本人以外の方が利用する場合の本人確認の方法などの課題もございますので、利用者の、対象者の範囲につきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 前向きに検討していただけるとのこと、心強く思います。

今より少しでも住民に寄り添った支援になることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2 番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

1 1 番押山義則君より通告がありました「農業の振興について」外 2 件の質問を許します。1 1 番。

○1 1 番（押山義則） 1 1 番押山義則です。

議長の許可をいただきまして、通告した内容にして質問申し上げます。

まず、「農業の振興について」ということから質問申し上げます。

農家支援の在り方、それは大局的な観点から伺ってまいります。

大玉村第 2 期総合戦略の個別戦略で、持続的な営農への支援として様々な考えが述べられております。基本理念としては、将来像を的確に捉えた発想と理解しております。そして、着々と施策展開がされていかれていると理解するものでありますが、今年、米価の低迷といった状況で、改めて農家支援の必要性、支援内容の検討が問われる状況にあります。過日の産業厚生常任委員会における執行調査でも、支援のありようの検討、早急な支援体制の確立を求めたところであります。

今年の米価の減額の背景には、人口減少はもとより、このコロナ禍による、業務用米の消費低迷による２０２０年度産米の在庫拡大など、社会状況による要因など挙げられておりまして、改めて農業経営を成り立たせる施策の必要性、そして重要性、農家支援の具体的な検討が求められているところでございます。

さて、大玉村、この議会に、令和３年度産米の価格下落対策として、稲作経営持続化支援給付金で補正予算計上されておりますが、改めて今年度の稲作の状況をどのように分析し、また、米価の取引状況をどのように理解され、そしてどのような農家支援、救済策を検討されておられるのか、まず伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） １１番議員さんにお答えをいたします。

まず、本年の稲作の状況でありますけれども、福島県の作況につきましては１０１ということで、平年並みの内容となったところでございます。また、米価の取引状況でございますけれども、令和３年１０月末の米の相対取引動向を見ますと、中通りのコシヒカリ６０キロ当たり１万１，６１７円と、前年同月比で１，６５９円の下落というふうな内容でございます。

この状況でございますけれども、１１番議員さんご指摘のように、本年度産米の価格につきましては、米そのものの減少傾向に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、外食産業の低迷等が影響いたしまして、民間在庫の積み上がりというふうなことで、国による、生産目安面積の設定による需給調整によって、主食用米の作付面積を本年、削減したにもかかわらず、大変低いＪＡの概算払いの金額が提示されたところでございます。これは平成２６年産米以来の低い水準となったところでございまして、農家経済につきましては、大変大きな影響をもたらしているというふうに考えてございます。

本村につきましては、経営の持続化と次期作支援を目的といたしまして、稲作農家の生産意欲の向上、さらに持続を図るため、村内在住の農業者及び所在する法人を対象といたしまして、主食用米及び備蓄米の作付面積１０アール当たり５，０００円の支援金を交付するという方針といたしまして、１２月補正予算に所要の経費を計上いたしておりまして、１１月３０日の全員協議会でもご説明申し上げましたが、できるだけ早く農家にお届けしたいということで、１２月中の交付開始ができますように、現在、事務作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） ただいま説明いただきました。

９月議会で米価対策の必要性を願ったところでございましたが、早速取り組みいただきましたことを感謝申し上げたいと思っております。

１０アール当たり５，０００円、これ、反数１０俵と見ると１俵当たり５００円ですか。これはこれで結構なんですけど、これの対象農家というか、対象面積そのものに

についての説明がちょっとなかったようなので、その辺も、まず改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

対象として積算いたしましたのは、令和3年水稻作付面積のうち、主食用米777ヘクタール及び備蓄米62ヘクタールの、合わせて839ヘクタールを対象とするものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 対象が、現在作られている飼料用米を除くような形になってございます。

ちょっと疑問なんでありますが、飼料用米とか自家消費米は対象外ということも伺っております。そういった意味で、近隣自治体と足並みをそろえた結果とも伺っておりますが、この数値、10アール当たり5,000円、財源のこともありまして、個の金額に対してあまり無理なことは申し上げられないんでありますが、現実、60キロ当たり1,000円ぐらいの、その辺あたりの、私は補填がされるものだと考えておりました。500円というこの数字が、それをどういう根拠にされているのか、その辺もちょっと疑問なんでありますが、この価格の決定、これは、多くの村にも農業委員会とか関係団体ございますが、その辺とどのような調整がなされたのか、その辺、話合いがあったのか、それ改めて伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

この後の質問にも関連しますが、前回、平成26年のときは同じような金額でした。10アール当たり2,000円です。ですから、今回は、これは政策的なものですので、支援について各団体と協議をして決めるようなものではありませんので、財政的なことも考えながら、しかも最大どこまで出せるかということを検討した結果、最大の数値ということで、4千数百万かかるわけですので。来年度、回復するかということもあります。来年度以降どうなるのかということも不透明な中で、最大限の数値を出させていただいたと。その中では、前回の2,000円プラス1,000円の3,000円とか、最終的には4,000円とかと、いろいろ検討しました。結果的に5,000円と、想定の最高額を今回、予算計上をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な説明、ありがとうございました。

私としては、少なくともこの市場価格からいって、60キロ当たり約3,000円近く、1俵当たり3,000円近くの下落率は、その辺で（不規則発言あり）はい、ごめんなさい。60キロ当たりから3,000円あたりの下落率は、皆さん感じてい

らっしゃる。そうすると、支援という形を考えると、数字的なものから１，０００円ぐらいは望みたいと願ったところでありますが、農家の皆さんの話聞いても、それぐらいの必要性は皆さん感じているようでございます。ただ、これは財源が伴うものでありまして、そう一律にこうしろとは言えることではございませんが、５，０００円の努力されたことは、それは評価したいと申し上げたいと思います。

ただ、この対象に対してなんですが、結局、飼料用米の作付農地は対象外であるとか、それから、自家保有米とか縁故米の生産農家、それに対しても結局、対象外ということでもありますので、その辺が、同じ条件の下で稲作を続けておられる、農地を守っておられる生産農家、米の対外取引にかかわらず、米価対策の対象内と私は考えたいんです。生産農家として、やっぱり一律に扱ってほしいという願いであります。

土地利用とか賃借の段階で、様々なケースもあるのではと考えますが、農地保全、それから農地利用の多様化を考えたときに、作付面積イコール対象面積とならないか、その辺の検討は考えられなかったのか、ちょっと伺っておきたいんです。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） １１番議員さんにお答えをいたします。

まず、今回の支援交付金でありますけれども、販売先にかかわらず、例えば親戚での縁故米、そういったものでも、販売の実績ということで、これが証明されるものであれば、例えば領収書でありますとか、そういうものがございましたら、当然対象ということでございます。

ちなみに、この対象の考え方でありますけれども、飼料用米であります。飼料用米は、基本的に米の価格そのものは手取りにほぼ反映しない状況でございます。これは、米の値段、飼料用米そのものが、市場経費と差引きによって、ほぼ交付金のみで手取りが構成されるという部分、さらには、販売を行わない、自家消費のみの世帯にあっては、市場価格の低下というものが影響が少ないんじゃないかというふうな判断から、今回、このような対象としたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） 分かりました。

ただ、私、飼料用米作付農家、これは生産調整の協力農家でありまして、作付転換、支援金はあることは理解しておりますが、その辺の含みもありまして、これ対象外というのはいかなものかと考えました。これは財源も伴うものでありますから一概には言えないことで、それは理解申し上げたいと思います。

ただ、先ほど説明ございました、自家保有米とか縁故米、領収書次第だ、結論的にはそういうことでございます。自家保有米のことは、結局領収書を取れないんだから、それについては、結局は対象にならないということになります。自家保有米で生産して、利用していらっしゃる方は。ただ、対象農家になっています、ちゃんと売買して

いる方、これは昨日の議案調査でもちょっと話を入れたんですが、その方も自家消費米はございます。その辺の差は微々たるものではございますが、やはりその辺の対象にならないことで、少し不公平感があるんじゃないかというような感じはいたしております。その辺は、今後の取組に生かしてほしいなと思うところでございます。

先ほど、村長からちょっと説明がございました、平成26年、過去にもこの支援策がありました。これは、当時の下落率、もう今、村長からちょっと説明がございましたが、当時の支援額の決定方法、これも分かりました。

ただ、この支援策で、当時どのような効果があったとか何か、そういう検証をどのようにされたのか、事務局に伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

先ほど村長申し上げましたように、今回のJAの、コシヒカリ一等米30キロ当たりの概算金が4,150円ということで、平成26年が、コシヒカリ30キロ当たり、一等米で4,000円という概算金でございましたので、これ以来の低い水準であるということは、先ほど申し上げたところでございます。

平成26年産米の米価下落時に、この際は主食用米を対象といたしまして、作付面積10アール当たり2,000円の支援金を交付したところでございます。また、県、JAにおいては、次期作支援として種子代の助成等を行ったところでございます。

この支援効果につきましては、これ単体での判断というよりも、翌年から、現在の形での農業機械等共同利用整備事業、これらと併せまして、営農の継続という点で一定の効果があったというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私も、この平成26年、この頃から、大玉村の農業施策はいろんな形で充実してきたのかなと理解はしております。こういう状況から抜け出すために、村は当時、やっぱり今のような支援内容を考えたのだなと思って、理解しておるところであります。

大玉村の農業の施策ですか、施策の展開、全体的に大きく俯瞰したときには、今、農業振興公社の設立とか、事業展開に伴う農地集約などの推進、また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度などで、農業環境の整備、そしてまた、先ほど部長より説明がございましたが、農業機械等共同利用整備事業などでの、持続可能な農家支援といった直接的な支援、図っておられます。ただ、条件整備として、認定農家とかGAP取得農業、そして、法人化されている農家、それから、具体的には、この後に触れる収入保険の関係なんですが、青色申告の必要性和、様々な制約も伴いまして、実質的な大玉村の農家支援のありようが、現実にはいろいろ厳しいものがあるなと理解しております。

その上で、具体的な支援内容のことで何点か伺いたいんですが、まず、通告

いたしました収入保険について。

この10月に収入保険加入促進の案内チラシが配布されました。また、この米価下落による農業保険と併せて、この収入保険の存在が注目されるようになってきたような感じもいたします。チラシで「加入すべき3つの理由」とうたっておられますが、まず、この収入保険加入促進する意義とか必要性、意義はある程度理解するんですが、この必要性、また、この保険のメリットとデメリットとといいますか、どのようにその辺、理解されておられるか。

また、この収入保険に加入できるのは、先ほども触れましたが、青色申告を行っている農家、農業者のみということで、手厚い補助ですか、保険料の50%、それから積立金の75%を国が補助、さらに、保険料とか、事務費や加入者負担の、その辺の20%を村が補助とあります。そして、この今の時期、コロナウイルスの影響による収入減に対しても助成があると、そういう形でうたっておられますが、大玉村収入保険制度加入促進事業としてうたっておられますこの事業について、端的に伺いたいんですが、この制度、大玉村の農業者の何割、何件ぐらいの方が利用すべきと考えておられるのか、また、利用できるのか。あとは、さらに、現に何件ほど加入しておられるのか。来年度あたりは、水稻共済の一筆方式も今度は改正になるとかというような話も聞いているんですが、この加入促進するに当たり、そのあたりの状況、どのように捉えておられるのか。メリット、デメリットのことと併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

先ほど来、申し上げておりますように、本年の米価下落というふうなリスクでございますけれども、これにつきましては、経営規模の大きい農家ほど影響が極めて甚大であります。そういったことから、収入保険ということで、保険料の一部を助成し加入の促進を図っているところでございますけれども、まず収入保険、従来の農業共済と、一体大きなところで何が違うんだというところでございますけれども、従来の農業共済につきましては、自然災害のリスクに備えるというのが一つの大きな理由でございます。これに対して、収入保険といたしましては、自然災害はもちろんですが、市場価格の下落、あるいは災害での作付不能、経営者の病気で収穫が不能になった、あるいは浸水被害、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故、為替変動等々の理由でも、これらのリスクに備えることができるというふうなことが極めて大きなメリットではないかというふうに考えているところでございます。

現在、大玉村では、農業所得があって青色申告を行っておられる方、これが12月現在で75件ほどございます。これが、いわゆる大玉村における収入保険の対象となられる方というふうに捉えてございます。対しまして、本年度、収入保険に加入し、村が推進事業として補助をいたしましたのが17農業経営体でございます。これらについて、できるだけ多くの事業体に収入保険に加入いただくということを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

その中では、確かに保険料、これは保険料と、それから事務費、さらには積立金というふうな部分、これらがかかるということが、強いて挙げればデメリットというふうなことで挙げられるかと思いますが、先ほど11番議員さんおっしゃられましたように、国等の補助もごございます。さらに、加入を促進するために、村も、保険料と事務費の20%、これらを補助しながら、加入促進を図ってまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

今、説明ございましたが、対象農家になれるような方が75件、そして、現実には17件の農家の参加、やっぱり農業が企業化する必要があるのかなと。

そういった意味で、大玉村の農業の振興を考えたときに、この収入保険では全ての補填はできないということで、そんな意味で一抔の不安は感じるんですが、ただ、そのほかの今までのような農業保険も、存在はするのはするんでしょうから、私は農家の具体的なことは分からないんですが、ただ、全体的に見て、収入保険、確かにいい制度であります、該当する農家がちょっと少ないなと。やっぱりもうちょっとこれを拡大できるような、そういう施策転換とか、その辺の、青色申告の必要性とか何かをもう少し農家の皆さんに分かりやすく訴えて、私も入ってみようというような、そういう制度の説明ができるような、そういう形にぜひ持っていただきたい。

これは、確かに制度そのものは、国とか県、あと団体でありますか、農業共済のような形でやっていることだと思いますが、難しい面はありましようが、ただ、普通の兼業農家とか何かが、それで何か切り捨てられるような感じがする、そういう不安も感じますんで、その辺、少し別な意味での、そういった農家に対してのいろんなそういう制度、そういう意味で、農家の支援というものは、私、どうやったらこれうまくいくのかと悩むんですが、結局出口は見つかりません。だから、村の農業を支えていくのには、やっぱりその辺はみんなで考えていかなきゃならないのかなと思っています。

次の項目の質問に入ります。

農家の後継者不足が今、問われる昨今であります。新規就農や農家人材の確保、企業の農業参加など、大玉村の農業の実情を的確に捉えて対応する必要が求められます。

そこで、農家支援の制度化は考えられないかで通告いたしました。

いよいよ農業振興公社が動き始めました。大玉村の永続的な農業の振興に向け、公社の果たす役割は大変大きいと考えております。そして、公社の運営には、近未来の農業に向けた施策展開が期待される、また、要求されると考えております。

兼業農家の育成、中身としては、米作農家の継承、日曜農業の継続と書いたんですが、そのために、次世代型のカントリーエレベーターの建設による営農支援の計画は考えられないかという質問設定でございます。

これは、元同僚議員の振興計画に向けたパブリックコメントの意見でございました。私も、公社によるこれからの事業展開に大玉村の農業の未来を委ねたいと考えております。農業振興公社の設立が現実になろうとしている今、公社の充実、そして公社の発展が、村農業の振興、村発展、村繁栄の基幹と捉えております。

この我が国の、多分、社会構造は、コロナが終息とか、そういうコロナ禍のこの中、目まぐるしい変化を続けております。村づくり株式会社が実現できた村でありますんで、農家や村民の皆さんで支える公社の実現、それを期待しております。そういった意味で、カントリーエレベーター、この設置の必要性、これは農業振興公社のものと併せて、可能性のような形で伺っておきたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、農業振興公社についてでございますけれども、事業内容といたしまして、大きく申し上げ、農地集積の促進、あるいは、作業の受委託による農地の維持・活用、また、後継者の育成によって、兼業農家ですとか、それから、家族への農業者の持続化支援、こういった、農家の方々のセーフティーネットの役割を果たしてまいりたい。また、加えて、新規作物、あるいは新しい農法等の研究等行いまして、今後の本村における農畜林業の振興・維持・発展に寄与すること、これが大きな役割であるというふうに考えてございます。

お尋ねのカントリーエレベーターに関してでございますが、これにつきましては、過去に農協とカントリーエレベーターの建設に関する協議を行ったと伺ってございます。内容の詳細は承知しておりませんが、建設に至らなかったという経過があるようでございます。

これらにつきましては、本村においても、将来を見通したときに、検討の必要性は十分に感じておるところでございます。今後、農協や関係機関とも連携しながら、国・県の補助事業等の調査等も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

来春には、私ども議会も、研修で檜葉町のカントリーエレベーター視察を願いました。公社の充実を図るとともに、次世代農業、カントリーエレベーターは、そういう意味での、大玉村としての次世代型の農業の充実だと思うんですが、そういう形で、カントリーエレベーターなどの配置を目標とした公社の計画を考えていただきたいと思うところでございます。多分、このコロナが終息すると、経済もすごく活性化するんじゃないかと思っております。そういう機会に、大玉村の農業施策の充実、それから農業支援の制度化をきちんと図っていただいて、農業の振興を目指していただきたいと思うところでございます。

次の質問に入ります。

職員の服務体制規範の徹底と、処分などの透明化を求めると通告いたしました。

ここ数か月、全員協議会などで、一職員の退職に伴い、議会への説明の必要性など議論となっております案件に絡み、質問いたします。

人事など当局内部の問題でありまして、議会が物申す内容ではないと理解しておりますが、村民の声の代弁者としての立場から伺います。答えられる範囲で結構です。よろしくお願いします。

過日の全員協議会で、副村長より、一職員に対しての処分の報告がなされました。人権の問題とか原因、相手方保護の観点から、具体的な処分理由の公表は控えたいとのことでありました。立場的には理解せざるを得ない案件であります。ただ、この問題案件の当初の報告の際に、副村長より、「私を含め、管理者の責任と併せて懲罰委員会での報告をいたします」とのことでありました。

そこで、改めて「役場職員の服務体制規範の徹底と処分等の透明化を求める」として、大変大げさな表現で通告申し上げました。

ここ数年、職員の自死、それから、勤務中の事故死や不心得案件などありましたが、処分の公表や説明責任の有無に対して、透明化の必要性を感じております。各自の内容は伺いませんが、事情、知解を含めまして、何らかの説明責任の必要性を感じます。担当されました副村長に伺いたいんでありますが、処分などの説明責任と併せて、当局の考え方、改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 11番議員さんにお答えいたします。

これまでに、この事案については、全員協議会の場をお借りいたしまして、逐次報告をしてまいりました。ただ、その内容等については、被処分者でありますね、被処分者と被処分者の権利、あと、あるいはその被処分者以外の権利、権益、これを守る必要があるということも踏まえて、公表が適当でないというような形で、これまでも報告をしてまいりました。

また、このご質問の中にあるように、管理者の責任ということにつきましては、今回の事案、これまでの事案も全てそうございましたけれども、村にある懲戒条例、あるいは懲戒審査会規程、懲戒基準、そういうものに照らし合わせて、これまでも進めてまいりました。

それで、大玉村職員の懲戒処分に関する基準の中には、管理監督者の責務であるとか、所属長の責務、そういうものも載っております。今回の事案につきましても、これらの基準、それから、他市町村等のこれまでの実例、さらには顧問弁護士との協議、あるいは福島県との協議、これらを踏まえ、懲戒審査会の判断なども交えまして、今回管理者等の責めに帰すべきものではないというような形で判断したものでございます。

また、公務員のこれからの規範でございますけれども、地方公務員、これについては当然、全体の奉仕者として、公共の利益のために専念しなければならないという原

則がございます。さらには、地公法第30条では、義務を負うと、その義務についても、法令、職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、いろんな義務がございます。これからにつきましても、職員一人一人に、常にこの義務と責任を自覚し、公務員としての倫理の保持に努めるとともに、公正な職務の遂行と、村民の行政に対する信頼の確保が図られるよう、全職員に対し、服務規律の確保について周知・徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、透明化につきましてでございますけれども、これまでも、事案の発生の都度、全員協議会等の場で、時間をお借りして報告してまいりました。さらに、懲戒審査会の審査内容等について、その場で報告できないということが現状でございましたが、今後の課題として、職員の懲戒処分に関する公表基準を制定して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

人間、誰しも間違いを起こす可能性はあると思います。公僕としての立場、我々議会も含め、社会の厳しい目がございます。大玉村、社会通念より甘いと言われたくはございません。共に襟を正してまいりたい、そう結びまして、この質問は終わります。

次の質問に入ります。

3年保育4年目、幼稚園の成果と課題ということで伺っております。

過日の玉井幼稚園の運動会の一コマ、素晴らしい感動の一場面に出会う機会に恵まれました。コロナ禍の中での運動会で、年少、年中、年長の、3部制の工夫された企画でありました。年少組3歳児の活動に、また年中組、成長の跡が、そして年長組、子どもたちの姿に、3年保育の成果をしっかりと確認した運動会でありました。

圧巻は、最後のプログラムの親子リレーでありました。親子リレー、グラウンドをそれぞれの親子が半周してリレーする協議でありましたが、園児たちと保護者の皆さんの真剣なプレーで、感動する走りを楽しめました。そして、アンカーは息をのむ戦いの結果であります。最終走者の園児の走りは、諦めない、鬼気迫る素晴らしい全力走でありました。そしてゴール、残念ながら追いつくことはなりませんでした。ゴールの瞬間、彼の号泣がグラウンドに響きました。そして、一瞬の静寂がございました。グラウンド内のみんなの目に感動の涙があふれました。私の傍らにいた小学生の男の子の目にも大粒の涙がありまして、そして、惜しかったなと拍手をしております。私も感動のあまり涙があふれまして、心からの拍手を送りました。今年のオリンピックのどの金メダルよりも、その瞬間よりも素晴らしい光景でありました。

今回の運動会は、コロナ対応で観客も制限され、年少、年中、年長と3部門に分かれての運営でしたが、園長先生はじめ、運営スタッフの努力を大いに感じる事ができました。ある意味で、3部門に分かれたおかげで、園児たちの成長の過程をしっかりと確認でき、先生方の対応もしっかり理解できました。

そして、何よりうれしかったのは、3年保育の成果を私なりにしっかりと見届けることができたことでありました。独りぼっちの来賓席でありましたが、感動を独り占め

したような気分で、大変優越感に浸った運動会でした。村長、教育長が、「村づくりは教育から。幼児の教育が大事」と常々おっしゃっている大玉村の教育の理念であります、しっかり確かめた一日でした。

そこで、改めて伺いたいんですが、幼稚園3年保育、平成30年より始めて4年がたったわけでございます。幼小中の一貫教育推進事業の下、取り組まれておられると思っております。そして、その取り組まれてきた成果、村長として、そして教育長としてそれぞれどう評価されておられるのか、その辺をお聞かせ願いたいんです。そして、課題があるとしたらどのようなことかも、併せてお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番さんにお答えをいたします。

3年保育を実施するときに、いろいろと理由をお話をさせていただきました。早期の幼児教育の重要性というものは、福大の附属小学校に入学してくる、2年保育と3年保育の子どもたちの差が非常に大きいということ、その校長先生が大玉の幼児教育のほうのアドバイザーをやっていたので、具体的な事例を交えて指導をいただきました。結果、大玉村としては、早期の3年保育を実施したいということで、実施をさせていただいた経過でございます。

今、議員さん言われたように、私は途中で退席しましたが、所用によって。見てみますと、本当に入園式とか卒園式等を併せ見ても、3歳児での幼稚園の1年間の成長というのは、目をみはるものがございます。2年保育のときには、4歳児が入園するときには、もう遊びまわったり泣いたり大変な状況でございましたが、3歳児は、やはりお母さんと、お父さんと一緒に入ってきますが、その年中さん、4歳児の、入園式とか何かでいろいろと歓迎をやりましても、そのしっかりしたのを見ますと、本当に3年保育を実施して、大玉の子どもたちにとってはよかったんじゃないかなということを実感しております。

課題ということになりますと、私は3年保育、しっかりと先生方を、数を、一クラスに1人ではなくて、補充員も充当して対応しておりますので、現時点では、直接現場を絶えず見ているわけではございませんので、課題については教育長のほうで述べるようになると思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 11番議員さんにお答えします。

玉井幼稚園の運動会、すばらしいものがあったというようなことで、ありがとうございました。

3年保育始まって4年目になります。いろんな面から評価をしたり、あるいは意見を聞いたりというようなことでやっているんですけども、その典型的なことについてお答えしたいと思います。

一つは、コミュニティ・スクール委員会というのがありまして、その中で各学校、幼稚園の評価を行っております。点検評価。それから、第三者評価というので、

専門的な立場から、大学の先生とかコンサルの経営者とか、そういった人たちに評価をいただいておりますけれども、その中に、2年目でやった評価のコメントがあります。ちょっとお伝えしたいと思います。

「3年保育について、順調なスタートを果たせたと思われる。保護者や幼稚園、行政の期待とともに、不安もあったと思われるが、保護者アンケートやヒアリングの結果から、園に任せて安心している姿を、子どもの成長を喜ぶ姿や子どもの成長を喜ぶ声が多数見られる」という、そういう評価をいただいております。

それから、幼稚園の先生方にもいろいろとお聞きしたんですけれども、一番多かったのは、3年保育始まって、4歳の子どもたちの育ちがすごいというようなことです。これは異口同音におっしゃっておりました。確かに、そういった先行の研究もあったんですけれども、なるほどなと思って聞きました。それから、幅広い年齢の子どもたちと関わるのができた。運動会は仕方なくああいふ形でやったんですけれども、そういったことが非常に大きな効果であります。それから、3歳児の子どもたちにとっても、身近なモデルというんですかね、4歳のお兄ちゃん、お姉さん、あるいは5歳のお兄さん、お姉さん、そういった人たちがいますので、何というか、鉄棒とか、例えば縄跳びとか、そういったものが今までよりも早く獲得できる、これは一般的な傾向なんですけれども、そういったことができるようになったというようなことで成果が出されています。

それから、3年保育終わった子どもたちが、今年、小学校に入学したんですけれども、小学校1年生、1年生は生活科という教科があります。この教科は、幼稚園と円滑なつながりをするためにというようなことが目的でつくられたんですけれども、そういったことがあって、その生活科の取組に子どもたちが非常に意欲的になってきたというようなこと、これも3年保育の成果なのかなと捉えております。

それから、課題につきましては、幼稚園教育の重要性というようなことが強く言われていまして、国のほうでも、県のほうでも幼児教育の重要性というようなことで、保育の中身、内容ですね、それが刻々と変わっています。ですから、そういったことを先生方にご理解していただいて、さらにいい保育をしていくための研修と言ったらいいんでしょうかね、そういったことが、今もやっているんですけれども、ますます大事になってくるのかなと、そんなふうに思っております。

それから、これは小学校、中学校同じなんですけれども、特に幼児教育、幼稚園児教育に当たりましては、保護者との連携というようなことが極めて重要になってきます。ですから、保護者と、今も連携を図ってやっているんですけれども、保護者との連携をさらに深めるためにどうしたらいいかというようなことが課題なのかなと、そんなふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

改めて担当に伺いたいんですが、「幼児教育の充実を図る体制整備の推進」

ということで、「保護者の意識調査を実施する」と教育白書の中にあっただけでございますが、調査から見えてきた内容をお聞かせ願いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 今ほど申し上げましたように、幼児期の保育、これに際しましては、家庭、保護者との連携というようなことが極めて大事になってきます。その連携をより深めるために調査を行っております。調査の内容は30項目ほどあるんですけども、それを国がやっている、国というか、民間機関なんですけれども、ベネッセという機関なんですけれども、その機関、そこでやっている調査と同じ調査項目を幾つかやって、その国でやっている調査と比較することもやっています。それからまた、調査結果を、個別懇談の際にそれを生かしていくというようなことも含めてやっています。

調査の内容でございますが、例えば、園や家庭での遊びや生活の様子について。これは、保護者がお子さんを見たそのことなんです。調査内容については、「好きなことに集中して遊んでいる」。「とても」、「どちらかといえば」、「あまり」、「全く」という4択なんですけれども、そういうような形について調査をしています。それから、テレビやゲームの時間を決めて守っているというようなこと。それから、遊んだ後、片づけができているとか、そういった調査、ずっと30項目あります。

それで、全国比較でちょっと申し上げますと、これは令和2年度なんですけれども、園で自由に好きな遊びをしている、園でお子さんが好きな遊びをしているというようなことについて、保護者はどう見ているか。これは全国の数値が86%なんですけれども、大玉村は全員でした。100%でした。それから、園に安定、安心できる雰囲気がある、幼稚園に行くと安心しているなど、子どもさんがという、その調査結果なんですけれども、全国の数値が75%、それに対して、大玉は99%。それから、「お子さんのやりたい気持ちを尊重している」、幼稚園において。「幼稚園の先生方がお子さんのやりたい気持ちを尊重している」。全国が72だったんですけれども、大玉は99という高い数値を寄せていただいております。それから、「幼稚園で友達と仲よく活動に取り組んでいる」。これは、全国が81だったんですけれども、大玉は99。それから、「先生の言葉かけが温かい」。すごく大事なことですけれども、「先生の言葉かけが温かい」。これは、全国が74%に対して、大玉村は100%でした。それから、「地域の人材や環境を保育に生かしている」。これが、全国が62%、それから大玉は98%でした。こういった調査結果になっております。

この目的は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、そういったことを生かしながらか、これからさらに幼稚園教育の充実を図っていききたいと。幼児教育、いろいろ言われているんですけども、一番大事なことは、好きなことに創意工夫しながら、集中して遊ぶといった、主体的な活動、こういったことを促すものが幼稚園の役割であると言われておりますので、そういったことも目指しながら、教育環境の充実にまた努めていきたいと思っております。

それから、先ほど11番議員さんが言われました、諦めないとか、幼稚園での姿で

すね、それから、向上心とか仲間とか、そういったことが幼稚園においても特に大事だと、それが幼児期において獲得することができるというようなことで、そういったことにも力を入れております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） それぞれありがとうございました。

私も、毎朝の子どもの見守りの中で、この頃の小学校1年生のしっかりした姿に、この3年保育の成果を感じております。改めて、政策の成果を評価申し上げたいと思います。

以上で、12月定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時30分といたします。

（午前11時14分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 1番斎藤信一君より通告がありました「子どもたちを取り巻く環境について」の質問を許します。1番。

○1番（斎藤信一） 1番斎藤信一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告していた1件の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

「子どもたちを取り巻く環境について」ということなのですが、（1）番、通学路について。

プラント西側出入口付近の、村道宮下・高久線のT字路の横断歩道設置の必要性を伺います。

通学路になっておりますが、横断歩道がありません。登校時は交通量も少なく、見守り隊の活動もあり安全に登校できていますが、下校時は大型トラック等の路上駐車で見通しが大変悪く、交通量も増加し安全とは言えません。交通法規を守り、横断している子どもが心ないドライバーにクラクションを鳴らされたり、恫喝されたりする事例もあります。

村長は、交通安全協会大山分会の総会時に、ミドルライン側に歩道を造るから大丈夫だとおっしゃっていましたが、あれから4年がたちますが、何の進展もありません。村の考えをお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 1番議員さんにお答えをいたします。

道路交通法によりまして、交通規制標識などと同様に、横断歩道に関しましても、県の公安委員会が設置・管理するということとなっております。

ご質問の場所は、以前から、地元からの要望によりまして、平成30年に公安委員会のほうに横断歩道設置の要望書を提出しているところでございます。

当該箇所の横断歩道設置の必要性につきましては、十分認識しておりますので、設置に必要な条件整備などを協議しながら、児童生徒の通学の安全確保のために、引き続き村、警察、交通安全関係団体などの構成する大玉村の交通対策協議会、こちらを通して、県の公安委員会に強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

その公安委員会のほうの管轄になるから、横断歩道はすぐには設置できないという回答だと思うんですけども、以前、区長をされた方から、村のほうにそういうお話をしたときに、ちょっと見にくいかもしれないんですけども、これプラントの駐車場なんですけれども、上が。そして、この赤い線が引いてある場所、ここ今、12区の保全会さんのほうで花を植えている場所なんですけれども、ここに歩道を造れるんじゃないかと、村のほうから説明は受けたそうです。

結局、横断歩道のない場所を放置している。そして村も、やればできるのにやらないというのはちょっといかなものなのかなと思って、お話をお聞かせください。お願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、現在、宮下・高久線につきましては、主要地方道本宮・土湯温泉線からプラント裏までの部分については歩道が確保されてございますが、その先の歩道確保がまだ進んでいない状況でございます。

これらにつきましては、宮下・高久線改良に併せて、歩道設置等についても検討してまいりたいというふうに考えておりますが、区長さんに、担当いたします建設課のほうから、これらの歩道設置についての具体的な部分について申し上げたということは承知してございません。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 申し訳ございません。ありがとうございます。

そして、今、宮下・高久線の直売所側も拡張され、当然、交通量の増加は予想されています。そして、その交差点なんですけど、これも4号線側に1か所しか横断歩道がありません。ここ、小学生はこっちに来るんですけど、中学生は自転車でここを横断していきます。横断歩道があるかないというのでは、歩行者にとって全然違うんですよ。もし交通事故が起きた場合でも、横断歩道があれば、過失は100%ドライバーのほうになります。だけれども、横断歩道がないところを渡っていて、もし事故に遭ったとなれば当然、歩行者にも過失がつくようになります。こういうことを村のほうは放置していいのかということで、もう一回伺います。お願いいたします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、横断歩道があるとないとでは、歩行者の過失が大分違ってくるということは十分認識しておりますので、今後も通学路を中心に、そういった危険箇所の点検などを十分進めながら、交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

地域の方々が、子どもたちが通るのだからと、進んで草刈りや見守りをしていた中、行政はもっと誠意のほうを見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

大山小谷地地区のボックスカルバート内の危険な歩道の改善の必要性を伺います。

交通量の増大で道路が拡張されましたが、カルバート内は、当初の狭い道幅に無理やり歩道を造ってある状況です。登下校時に子どもが自動車と擦れ違う距離は、数十センチと大変危険だと思います。村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

村道神原田・馬尽線の高速道路下のボックスカルバート内の通学路の安全対策につきましては、大山小学校から既にこの対策についての要望をいただいております、これまで、村、教育委員会、小中学校、警察、県土木事務所、交通教育専門員で構成されます大玉村通学路安全推進会議におきまして、現場を確認し、そのご意見をお聞きしながら、対策を検討してまいりました。

ボックスカルバート部を拡幅するという部分については、極めて長期間の工事、あるいは多額の費用を要するということから、現時点ではなかなか難しいという現状がありますが、現時点で、子どもたちの安全を確保するという観点から、現在設置してありますフレキシブルのカラーコーン、これから当該箇所に、防護柵として連続基礎型のガードレールを設置するという検討の結果を得まして、これら対策工を先月 11 月 26 日に発注したところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ガードレールが設置されるということなんですけれども、あそこのカルバートのところを、11 区では 48 人、12 区では 32 人で、合計 80 名の小学生が通っております。そして、現状あるソフトコーンですか、今、フレキシブルとおっしゃっていたと思うんですけれども、それはあくまでも車線分離のためのものであり、ガードレール等の防護柵ではありません。今回、ガードレールが設置されるとい

うことですが、万が一、運転者の操作ミスによる事故が発生すれば、子どもたちは壁に挟まれてしまいます。できないのであれば、車道にパンプ等の、40キロとか30キロに減速しないと、車、運転者のほうにストレスがかかるような、そういう仕組みとかつけたって、ドライバーに強制的に認識してもらうような試みも必要なのではないかと思います。

そして、毎年夏から秋にかけて、カルバートの壁面にムカデや、そういう害虫が大量発生するのはご存じでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、現在つけておりますフレキシブルコーンから、児童生徒、歩行者の安全を確保するために、今回、ガードレールを設置するということで工事を発注してございますので、これら自動車からの保護を図るという目的で、今回発注したものでございます。

なお、ムカデの大量発生という部分については、申し訳ございません、承知をしております。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 子どもたちは、右に害虫、左に走行中の自動車と、とてもすごい環境下で今日も通学しております。一刻も早く改善を願いたいです。

虫のほうは、私もたまに行って殺虫剤とかかけてくるんですが、大人の私が行ってもすごく嫌です。もうこっちに、10匹、20匹とかじゃなくて何千匹というムカデの子どもが壁面にびっしりついていて、下にもいますけれども、そして、もう当然そっちには寄りたくないんでよけるんですが、そうすると、もう車道側に目いっぱいのところを歩くようになっております。ぜひ一日も早くそれを改善していただきたい。危険な歩道。

そして、田んぼ通りは4号線の迂回路にもなっており、高速道路や国道の状況により交通量が一気に増え、そしてスマートインターなどでできれば、さらに交通量が増大するのは明白です。通学路ではなくとも、11区の旧道沿いや12区のみドルライン沿いなど、プラントやコンビニに自転車や徒歩で買物に行く人たちが大勢います。ウォーキングをする人などは道を優先しますが、買物など、用足しに行く人たちは距離を優先します。スマートインターチェンジを誘致する前に、このような緊急性の高い歩道整備を強く願います。村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

お尋ねのありました、主要地方道本宮・土湯温泉線、あるいは一般県道須賀川・二本松線等でございますけれども、これらにつきましては、道路管理者であります福島県に、毎年、歩道設置の要望を行っているところでありまして、本村を管轄いたします県北建設事務所と、村の事業調整会議におきましても、毎回その必要性を強く要望しているところでございます。

これにつきましては、特に子どもの通学路であること、それから生活道路であること、こういったことから、県道に関しては、今後につきましても、通学路の歩道設置の要望をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、村道につきましても、必要のある部分についての歩道設置等を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 何かがあつてからでは遅いんです。何かが起こる前に、ぜひそういう歩道の設置だったり、いろんなことに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

大山小学校校庭や通学路でのマナー・モラルについて伺います。

子どもたちが活動する校庭で、ゴルフの練習やペットの散歩をする人、そして、通学路等でペットのふんを放置する人がいます。通学路沿いの土地の所有者の中には、草を刈るとふんをされるので刈らないという人もおります。

「日本で最も美しい村」に加盟する本村として、看板の設置や、村全体での注意喚起が必要だと考えます。村の見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 1 番議員さんにお答えいたします。

学校の校庭におけるゴルフの練習、ペットの散歩によるふんの放置などについて、現時点では、学校からの報告などはなく、土日や休日などを含めて、全ての状況までは把握できてはおりません。

一部幼稚園の園庭におきまして、ペットの散歩の事例があります。入り口に貼り紙を掲示して注意を促しておりますが、今後、学校や幼稚園におきまして、もしそのような事態があれば、ほかの人に危険を及ぼすような行為、または迷惑をかけるような行為はやめていただきますよう、防災無線などで周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 実際に校庭内でふんを踏んだ児童もおります。そして、その後どうしたんだと聞いたら、水道を使って手で洗ったと、そういうことをおっしゃっていました。そして、先生に何で言わなかったのと聞いたら、周りにからかわれるかもしれないから全部自分で始末したとのことでした。

こういうことが実際に起きております。だから、幼稚園の周りに看板をつけていただいたというの也有りますけれども、もう学校とかにも、一応その入り口の付近には、そういう周知というんですか、そして、土曜日や放課後、そして休日ですか、大玉村の小学校とかは、子どもたちとか大人が自由に入れるようになっています。それはすごく私、いいことだと思うんですよ。遊べる場所、そういう場所を確保できる、そして遊具だってあるし、そしてそこに、そういうところがあればみんなが集まってこら

れるということで。

ただ、やっぱり一部のマナーやモラルを守らない人がいると、そういうことだっでできなくなってしまう。ほかの行政では、実際そういったことを、学校は関係者以外立入禁止とかというところが、多分結構あると思うんですよ。ただ、大玉はそうじゃないと。すごくいいところなんで、ぜひそういうのがこれからもずっと続いていけるようにやっていっていただきたいんですが、その辺に対して、ちょっと考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

学校でのその事例につきましては、後ほど確認したいというふうには存じますが、村の広報であったり、防災無線ということで、そのような事例あれば、確認した際には、そのようなことで周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

食育について。

幼稚園の給食化について伺います。

依然として保護者からは、幼稚園の給食化に対し強い要望があります。教育長は以前、幼稚園児の給食の今後の在り方を研究すると答弁しておりましたが、その後どのような検討を行っているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 1 番議員さんにお答えいたします。

3 月議会において、1 番議員さんからの質問がありました。それに対しまして、幼稚園の給食の今後の在り方を研究するというようなことについてお答えいたしましたけれども、研究の中身というようなことにつきましては、村づくり株式会社等からの汁ものの提供についてのご質問に対して研究していくというふうな、そういう形で答弁をさせていただきました。

その後、研究したんですけれども、その次の質問にも関わってくるんですけれども、3 月議会でもお答えしましたように、給食を提供するためには、学校給食法という法律に基づいて行うことが必要になってきます。学校給食法の中にあります、学校給食衛生管理基準というのがあります、細かくいろいろな条件があります。そういったことに照らしましたところ、汁ものの提供、これを定期的に、いわゆる給食として提供することについては、これらに抵触することから非常に難しいという状況にあります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 非常に難しいということですが、野菜汁の提供を提案しましたが、

すぐに給食が難しいのであれば、こういった、参観日などで振る舞っていたようなものを教育計画の行事として行う。月に一回とか年に数回というのは定期的にみなされてしまうのか、そして、そういうことを始めることはやっぱり不可能なのか。

そして、大玉村は3年保育で、3歳になると幼稚園に入るようになります。ただ、本宮市の場合は、保育所も選べます、幼稚園と。そうすると、保育所は給食があるわけですよ。だから、保護者は選択できるんです。大玉は選択肢がない中で、何でもかんで弁当、弁当が悪いわけじゃないです。悪いわけじゃないですけども、3月議会でも言ったように、中には子どもたちの成長にそぐわないようなお弁当の内容もあって、そしてそれを、やっぱり小さい頃に食べるもの、食べてきたものというので、今後の成長がやっぱり大分変わってくると。幼稚園の先生にもお話を伺いましたが、やっぱり長年先生やっていると、朝ご飯をしっかりと取ってこなかった子どもはもう、すぐ分かる。そして、さっき教育長のほう、おっしゃっていましたが、好きなことに集中すること、それができないんですよ、そこがおろそかになっていると。

そういう面も踏まえて、やっぱりこれは是が非でも取り組んでいく課題なのかなと私は考えますが、村の見解をお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 1番議員さんにお答えいたします。

幼稚園の給食、これは3月議会でもお答えしましたように、物理的にと言ったらいいんでしょうかね、給食センターで本宮と一緒にやっていますので、それを、職種からすることはできないということ、これはご理解いただけると思うんですけども、ただ、ご提案がありましたように、年の教育計画、教育課程というんですけども、その中に何回か、汁ものとか何かというようなことを、保護者とか、あるいはボランティアの方々、そういった方々に協力をいただきながら、提供をしていくというようなことは可能だと思いますので、そんなことについて、議員さんのご意見のようなことを参考にしながら検討していきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） ありがとうございます。

そして、私たち保護者は、その学校給食法とかとはまた別ですが、PTA行事としてお泊まり会などを実施した経緯があり、各児童のアレルギー等を把握したり、適切に実施できたとは思っております。

責任や予算は必要ですが、大人の連携で次世代の子育て応援を、やっぱりそういうところから始めていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

保育所や預かり保育、放課後児童クラブでのおやつ提供について伺います。

村の健診では、保健師さんが幼少期にチョコレート等の甘いお菓子を与えるのはよくないと指導されていますが、村の保育所、預かり保育、放課後児童クラブでは、チョコ菓子や、ハッピーターンなどの塩分の強いおやつを提供しております。健康長寿

や子どもの食育の観点から考えて、それをどう考えるか意見をお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、村では健康長寿・食育の推進を実施しております。

村の健診では、保健師が幼少期にチョコレート等のお菓子を与えるのはよくないことと指導しているということではありますが、こちらにつきましては、全ての年代において、一律によくないものと指導しているわけではございません。10 か月健診につきましては、離乳食開始時期ということもあり、よくない。また、1 歳6 か月健診、3 歳児健診、5 歳児健診とあるんですが、こちらにつきましては、過度な糖分の取り過ぎにより虫歯の原因にもなるため、なるべく食べないほうがよいなどと、健診時に栄養士、または保健師が指導しておりますが、こちらも状況によっては変わる場合があります。

なお、放課後児童クラブを含めて、年齢に応じた歯磨きの重要性ですね、こちらにつきましても併せて指導しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、村の保育所、預かり保育、放課後児童クラブでチョコ菓子や塩分の強いおやつを提供しているということにつきましては、こちらにつきましては、各施設において、対象となる児童、お子様の年齢が違いますので、提供に際しましては、それぞれ年齢に応じたおやつを提供を、各施設が十分に配慮しながら品目を決定しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、放課後児童クラブにつきましては、小学校の低学年から高学年まで年齢の幅がございますので、公平性の観点から、全て同じお菓子やジュースなどの飲物等を提供しておりますので、家庭での食育に対する個別の対応はできないという状況でございます。

幼稚園の預かり保育や保育所につきましても同様に、アレルギー等の対応を含めて、十分に内容を検討しておやつを提供しており、食育の観点から、子どもたちに大きな影響を与えることがないよう、今後も十分配慮をしながら提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） その保健師さんの説明もそうなんですけれども、甘いものや塩分の強いものを覚えると、年を重ねるにつれてそれしか食べなくなる、それしか選ばなくなると、全くそれしかではないと思いますが、そういう傾向にあります。そして結局、ジュースを幼少期に飲んでいた子どもが、例えば、5 年生とか6 年生になってお茶を飲むようになりますかと、そういう話を言われたときがあります。

だから、適切な量とかあるのかもしれませんが、村として、そういうものが果たして適切なのか、やっぱり考えるべきなのかなと。当然、たくさんの子どもたちを預かっている場合、そういうところを一々考えるというのは大変なのかもしれませんが、その子どもたちがこれから育っていくわけですよ。毎年毎年、一歳ずつ年取って。そ

のときに、幼少期にやったことが、やっぱり悪い方向で出てはいけないと私は思います。

そのときに保健師さんのほうに、おやつイコールお菓子だけではないんですよ、おにぎりだって十分なおやつなんです。ゴボウとかカボチャの天ぷらだって立派なおやつでしょうという話をされました。手間はかかりますが、地域のものをそうやっておやつで食べられるような試みができるのか、ご意見をお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

ご指摘のとおり、ジュース等について、お茶との違いということもございます。こちらにつきましても、先ほどお話ししたとおり、ジュースにつきましても、過度に糖分の高いようなものはなるべく控えるとか、量を小さなパックにするとか、いろいろ工夫しながらやってございます。ただ、ご家庭ですね、そういったところに気をつけている家庭もあれば、おじいちゃんとおばあちゃんの同居の方とかは、やっぱりそれぞれ保護者さんの考えと違ってしまっているという健診での結果等もございました。

ということもありますので、一律に同じように食育を指導するには難しいところがございますが、こちらにつきましても、健診等を通じながら的確に指導してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、行事食とかおやつですね、ジュースとかに代わる、野菜とかおにぎりとかという話もございましたが、こちらにつきましても、やはり糖質というところもございまして、栄養の観点から、様々ご意見もありますので、そちらにつきましても、健診時の指導等で、いろんなケースを想定して指導をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） あくまでも保護者のほうにそういう注意喚起とか指導をしていくというお話でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えをいたします。

実態をちょっと聞いてみますと、やはり人数が多いと。それから、毎日のことだということで、先ほど言われましたように、どうしても子どもが好むようなものを、食べるものを選定する傾向があるということは間違いないようです。

ただ、手作りのもの、天ぷらとかというのは、各施設でそういう調理施設がございませんので、これはちょっと無理だと。それから衛生上の問題、先ほどから給食の問題、衛生上の問題、管理の問題がありますので、つくったものは、ちょっとこれは無理だと、数も多いです。それだけ人員も必要になりますので。

ですから、今度、今、指摘のあったように、それぞれの子どもたちにどういうものを食べさせるのかということについては、もう一度、関係職員のほうに周知をして、できるだけ吟味をして子どもたちに与えるというふうにしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

村を挙げて、本気で子どもの食事をサポートしてもらいたい。私たちが小さかった頃は、そんなの、世の中にそんな考えはなかったですが、今は、それがなくてはならないような世の中になってきたのかなと感じます。そして、それは直接子どもたちの健康、体力、成績、郷土愛につながります。そして、郷土愛を持った子どもたちは、未来のふるさとについて積極的に考えるでしょう。今の食育は、未来の人材育成なのです。看板ばかりの子育て支援では、移住者だってがっかりします。

今後、この食育をぜひ村政の柱にしてほしいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、1 番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後 1 時 3 0 分といたします。

（午後 0 時 0 2 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 5 番松本昇君より通告がありました「保育所の管理・運営状況と大山地区に保育所設置計画はないか伺う」ほか 2 件の質問を許します。5 番。

○5 番（松本 昇） それでは、議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります 3 件について、これより一般質問を行います。

私の公約の一つに、子育てのしやすい村づくりを基本とした考えを掲げております。

それでは、1 の保育所の管理・運営状況と大山地区に保育所設置計画はないかについて伺います。

まず、（1）の今年 4 月から保育所の管理運営は社会福祉協議会へ移管されましたが、経営状況はどうかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 5 番議員さんにお答えいたします。

大玉村保育所につきましては、令和 2 年 1 1 月 2 6 日に、村と社会福祉法人大玉村福祉協議会との間で提携いたしました公私連携型保育所大玉村保育所の運営等に係る協定に基づきまして、令和 3 年 4 月 1 日付で公私連携型保育所大玉村保育所として大玉村社会福祉協議会に運営を移管いたしました。

運営に当たりましては、移管による状況変化を極力抑え、児童への様々な負担を最小限にし、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、当初の計画どおり保育士を村から派遣するなど、大玉村保育所としての保育の継続性の確保に努めてまいりました。

これまで新型コロナウイルス感染防止対策など、保育環境を整え、保護者が安心し

て子どもたちを通所させることができるよう、保育所長を中心として保育所運営をしていただいております、大きな事故等もなくスムーズな運営がされているものと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 丁寧な説明ありがとうございます。村で管理していた保育所、それをしっかり社会福祉協議会にあれしたということで、いろいろ問題はないというような話なんです、今後とも今まで以上にスムーズに運営できるよう願っております。

続きまして、（2）番の移管前と比較してどのような点が改善されたか、また管理運営においては、今後どのような課題などがあるかについて伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 5 番議員さんに再度お答えいたします。

運営移管による改善された点につきましては、会計年度任用職員でありました保育士などについて移管に伴い、社会福祉協議会の正職員として雇用されたことから、多くの職員の雇用の安定が図られたものと考えております。

また、移管前は村職員が中心となり、クラス運営を行っていましたが、新たに正職員となったことにより、同じ正職員としての責任と自覚から保育士間の関係性が改善され、今まで村職員に偏っていたクラス運営などに、大きな改善が図られたものと考えております。

なお、課題といたしましては、現在 150 名の定員で保育所を運営しておりますが、今日の全国的な少子高齢化により、本村も例外ではなく少子化による保育需要の低下による慢性的な定員割れが今後予想され、将来的に保育士の余剰も予想され、計画的な保育士の定数管理が課題になるものと考えております。

また、保育所の北棟につきましては、平成 5 年の開所より 28 年を経過し、近年、建物の老朽化による冷暖房設備等の修繕などが続いておりますので、今後、計画的な改修計画も重大な課題であるものと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 説明ありがとうございます。今、説明の中で、今後、児童の定数割れをしたときに職員のあれが大変だと。その対応などは考えておるんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 5 番議員さんにお答えいたします。

保育士、どの時点で定数割れになるかということも承知しておりませんが、その場合については、村との協定によりまして、幼稚園とか、そういうところとの人事交流も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） そういうふうに、対応の後れなどのないような対応を望みたいと思います。ありがとうございます。

次に、（３）の大山地区保護者の利便性や保育所のさらなる安全の保育を行うために、大山地区に新たに保育所の設置をする計画はないか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） ５番議員さんに再度お答えいたします。

本村では全国的な少子化が続く中、保育料の無償化など、子どもを少なくしないための施策を行ってまいりましたが、現時点でも１５０名の保育定数に達していない状況であり、大玉村でも少子化傾向は避けられないものと考えております。

大山地区保護者の利便性と安全な保育につきましては、今年度、保護者の送迎時の混雑解消を目的に、保育所西側に新たに駐車場を整備し、登所時等の安全体制の確保に努めております。また、新たに保育所を設置するためには、他町村の例ですと５億円前後の予算を要するため、民営化による補助事業の活用を想定しましても多額の予算が必要になることから、現時点では困難であるものと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ５番。

○５番（松本 昇） 今、課長の答弁にありました、保育所を造るには多額の金が必要だと、５億くらいかかるという、それは大体分かりますが、やはりちょっと前から頼まれてとか言われていたましたが、何年も前から若い子育ての方から、大山に保育所があれば助かるんだという声を聞いております。朝の時間は子どもには手はかかるし、弁当も作らなきゃならないと。今の保育所、つまり玉井まで送っていき、仕事の関係で杉田、二本松方面の会社に出勤するのが大変だという声も聞いております。

このようなことから質問しているわけなんです、金がかかるのは分かります。それは、玉井の人らも該当するか何だか分かりませんが、そういうことで、大山にはやはり保育所が必要じゃないかというようなことで質問をしておりますが、村長、このことに対してあれば答弁願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） ５番議員さんにお答えをいたします。

保育所は数多くあったほうが、それは当然、預けるほうからすれば利便性は高いですが、大玉村、大変コンパクトシティで小さいですので、大山地区から数分で玉井まで来れますので、大きな市町村を考えれば、至近距離に保育所があるというふうに考えておりますし、担当が言った５億円というのは建設費のことであって、このほかに今度運営費がかかります。当然ですが、住宅２軒造れば経費は５割増しとかなりしますので、今１か所で無料化をしたり、他にないような優遇措置をやっておりますが、これを２か所に分ければ、経費が倍まではいかなくても５割、６割増しになりますので、そういう優遇措置が難しくなるということになりますので、保育所の運営については、経費は持ち出しが非常に大きいものですので、数多くあれば便利なことは十分理解できますが、大玉村の健全財政は、財政の基準からいえば数字的には健全ですが、９，０００の村で大きな金があるわけではありませぬので、無理をすればすぐに破綻をします。子どもを預ける方たちの利便性等については、先ほど言いましたよう

に、駐車場を確保するとか、これからゼロ歳児が非常に多いので、ここ数年でゼロ歳児のための増築をやはりしなきゃいけないというふうに考えておりますので、今の施設の充実をしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今、村長からも答弁がありました。これからゼロ歳児が多くなると、そうすると増築とか整備しなきゃならないと。そういう考えがあれば、やはり大山の人らがやっぱり不便を来しているわけなんですよ、保育所に対して。ですから、そういうあれをするんだったら、経費もかかりますけれども、やっぱり将来、大玉は今も県下で一、二を争う人口増になっていますので、若い人らも来ておりますので、そこらをちょっと見直しというか、そういう考えはないんでしょうか。もう一度、答弁お願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今の施設が不十分で、定数にもう迫っているということであれば、新たな施設は当然、重要になります。ただ、150の定数に対して今、百二十数名の方が入っていると、十分に定数に余裕がありますし、この保育所を設置したときに、150人までは定数だということで設置をしておりますので、この状態で新たに、今、言ったように財政負担を生じる第二保育所を造るというのは現実的ではないと考えております。

それから、行政は子育て支援にだけ邁進しているわけではありませぬので、これから高齢者の対策とか、障害者とか、産業関係とか、やはり本当に必要なところに、これからどんどん振り向けていかなきゃいけない中で、そこだけ本当にそこにだけというか、注力してということもかなり行政的には難しいですが、今、大玉がやっている子育て支援は、他に負けない最大の支出をしているというふうに感じていますので、今やっているサービスを後退させないように、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） これ以上望んでも、質問してもいい返事は返ってこないようですから、極力やっぱり、村民が平等に利用しやすいような子育ての対応をお願いしたいと思います。

それでは、2 番の横堀平仮設住宅跡地と利用計画並びに（仮称）西部幹線横断道路整備事業の進捗状況について伺いたいと思います。この件に関しては、令和2年の6月定例会でも一般質問いたしました、あれから1年半経過いたしました。その後どうなっているのかについて伺います。

まず（1）の令和2年に一般質問いたしました、横堀平跡地計画の利用については、職員のプロジェクトチームの会議が9回と2回の研修を実施していると聞くが、その検討結果とその後の利用計画の検討経過を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5 番議員さんにお答えをいたします。

今、ご質問の中でお話ありましたとおり、プロジェクトチームによります検討結果につきましては、本年 5 月 21 日の全員協議会の場におきまして、（仮称）おおたま再エネ・アグリパーク構想をプロジェクトチーム委員による説明をさせていただいたところでございます。

その概要につきましては、再生可能エネルギーである省水力や太陽光などで発電した電気や熱源を施設園芸で利用しまして、園芸作物を栽培するというふうな概要でございます。また、その施設におきましては、障害者の方の雇用も考えているところでございます。さらに、再生可能エネルギーにつきましては、発電の状況を子どもたちの環境教育の場、再エネルギーパークとして活用する内容ともなっております。

その後の検討経過につきましては、次年度以降コンサルティング会社等に委託をしまして、より詳細な基本構想を策定すべく、現在、財源の確保に向けまして、福島県の補助金の事前相談を行っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今、ある程度説明を受けました。前の質問でもそういう答弁をいただきましたが、あのときの答弁では、コロナ禍の中でなかなか大変だと。そういうふうなあれもありました。

現場というか、皆さん、あそこを通ると分かるんですが、何せ今は霜降ったり何かで草も枯れています。草刈は何回かやっているようなんですが、やっぱりあの土地というのは村の土地なんですから、早めにそういう予算を取ってくるとか、確保するとか、早急にやってもらわないとなんだべなと。それこそ日本一美しい村、ちょっと端のほうに行くと草だらけだと言われるようなこともありますので、そういうことをやっぱり県に行くとか、国に行くとか、コンサルタントお願いしているとか、今言ってもらったんですが、そういうことを積極的にやってもらわないと、いつまでたっても進歩しないと思うんです。

それで、村長さんに伺いたいんですが、予算確保とか何かについて、県とか国とかという、そういうあれに働きかけというか、行った経過があるのかないか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5 番議員さんにお答えいたします。

この土地は目的なく取得した土地ですね。ですから、取得してから 10 年も何年も結局ソバを植えたり、菜種を植えたりして活用できないでいた土地です。

例えば、土地を取得する場合にはこういうものをやるんだということで、通常の場合には土地を取得するわけですから、これは払下げするよということで民間に払下げされて、村の望まないような事業をされると困るということで、その当時の判断でこれを取得したと、その経過はよくご存じだと思いますが。

その後、活用を図ることができなかったと。グラウンドを造ろうとか、ところが風で土が飛んでグラウンドは無理だろうと。いろいろ養護施設を造ったらどうだとか、検討はされてきました。そこに、この原発が起きて、取りあえず仮設住宅を入れたと。そこでひと休みなんですね、その活用については。それで、今度、半分は災害公営住宅を造ると、あと半分は残ったと。

この活用をどうするんだということですので、プロジェクトチームを立ち上げて、どういうふうにするかという検討をしていただいた結果、先ほど言ったような障害者を雇用するような場合と農福連携を中心として、村民の憩いの場も含めて立ち上げてはどうかというプロジェクトの提言もありましたので、実際やる場合にはお金もかかりますし、時間がかかります。県のほうに、今申請をしておりますが、やはりコンサル、基本構想、お金を持ってくるためにはどういう事業をやりますよということを固めないと、これ申請できないんです。ですから、固めるための構想、これは我々ではできませんので、コンサルに絵を描いていただいたり、理由づけをしていただいたり、多分1, 000万ぐらいかかるだろうということで、これは県の今、環境のほうに申請をしていただけないかと。そこが駄目ならサポート事業というのがありますので、サポート事業のほうにお願いをする。これは今年度中に、今、既にもう要請しています、申請書を出しています。採択になれば、来年度、4年度に基本構想を定めると。

これは壮大な構想になりますので、農福、農業、福祉だけではなくて環境問題、それからハウスで、もし障害者を雇って作った場合にはその販売の経路、出口を考えなきゃいけない、そうすると民間にも入っていただかなきゃならない。それから、再生可能エネルギーをやろうとすると、大学にも入っていただかなきゃならない。それから、農業をやるとすれば、福大の食農学類とか、そういう調整を全部しながら、そして村民の皆さん、議会の皆さんのご意見を聞きながらつくり上げていく、壮大な事業になります。これは歩み始めましたので、具体的に進めてまいりたいと思います。

そのためのコンサルを令和4年度中に絵を描いて、そして話し合いをして、こういう方向でいこうと決まれば、今度、国のほうにできればリーディングプロジェクトということで、新たな補助をつけられないかということのお願いをしたいというふうに考えています。それが無理であれば、個々の事業、農、福、環境等の個々の事業で補助金を頂いて実施をしていきたいと。

ですから、当然、やるためには大変な時間と労力が必要になりますので、1年や2年でできる話ではありませんが、方向性だけはしっかりと職員も含めて定めたと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今、村長に丁寧に答弁いただきました。あその土地は、ああやってあれですから、一刻も早くというか、今言われましたが、4年度にコンサルタントを頼んで計画を立てると。そのコンサルタントを頼んで実現しないのでは困るんです、金もかかっているわけですから。そういうことで、しっかり対応をお願いしたいと思

います。

次に、（２）番の（仮称）西部幹線横断道路整備事業につき、用地測量、用地費及び補償費の予算措置がされていますが、国の交付金を含めたその後の進捗状況について伺います。

あわせて、工事の着工と、いつ頃に計画されているのかについて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） ５番議員さんにお答えをいたします。

（仮称）大玉西部幹線横断道路整備事業の進捗状況についてのお尋ねでございますが、この路線につきましては、平成３０年度に用地測量、令和元年度に補償調査、不動産鑑定、令和２年度に測量設計の補完業務を実施しているところでございます。今年度につきましては、道路用地の買収、売買契約事務を進めているところでございます。

今後の計画といたしましては、須藤住機工業さんの裏の交差点、小高倉山地内から糞面交差点までの区間、約１，０００メートルの道路改良につきまして、令和４年度に工事着手、令和７年度の工事完了を目標に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、当該路線の整備につきましては、これまでも国の交付金事業を活用しての事業としてございますが、これまでも交付金はその年度見送られ、ゼロとなった年もございまして、進捗に影響の出たこともございますので、来年度以降の事業進行につきましては、不確定な部分もあるということをご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ５番。

○５番（松本 昇） 今、答弁いただきましたが、今の答弁は１年前の答弁と同じなんですよ。私があればやつ持っているんですけども、１年半も経過して全然進まないというのは、これはどういうことなんでしょうか。そこらがちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょう。

あと何とっていいかわからないんですけども、とにかく計画を……じゃ、村長さん何かありますか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） ５番議員さんに再度お答えをいたします。

道路計画につきましては、単年度１年、２年で即座に進行するということもございません。まして、この路線、全線１，０００メートルに及ぶ区間でございますので、先ほど申し上げましたように、年度ごとに逐次事務を進めているところでございまして、今年度につきましては、道路用地の買収を進めているということでございますので、これらを受けて、計画的に来年度から工事を着工したいというふうに答弁させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今、部長の答弁ありましたが、必ず来年入るということでよろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えいたします。

先ほど答弁の後段でも申し上げましたが、当該路線につきましては、社総金、国の交付金事業を活用しての事業でございます。したがって、これまでもこの路線につきましては、社総金の交付金がゼロ査定となった年もございます。したがって、来年度の着工につきましては、現時点で断言できるものではございませんので、あくまで4年度からを目標にしまして、7年度の工事完了を目標に進めていくという内容でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） あまりにもきつい質問でした。

ですがですねといったら悪いですけども、皆さんもご承知かどうかは分かりませんが、前村長の浅和さんが今の富士ピー・エスですか、あそこの会社を持ってくるのに、会社に何回も電話したそうです。今日は駄目だと、今日は駄目だと、二、三回電話で断られたそうです。そして、これはいつまで待っていても駄目だということで、突如、今日行きますということで、日帰り、本社が福岡といったかな、九州の。新幹線、飛行機で日帰りで行って、今の富士ピー・エスをあそこに持ってきたそうです。

やはり上に立つというか、村長さんは大玉村の父ちゃんだ、つまり。ですから、やっぱりそれくらいのがれがなきゃ、そういう予算とか何かというのは取ってこれないと思うんです、そういう会社を持ってくるのに。やはり、今ちょっと、村長さん、今ちょっとというか、動いてはいますけれども、もっと積極的に、そういう国とか県とか、またそういうあれがあれば動いてもらって、この道路の問題でもそうですが、早急に完成というか、補助金取られるように頑張りたいと思います。

それでは、3の令和3年産の米価下落による支援策について伺います。

（1）の米価下落による農家の支援策として、村ではどのような考えを持っているのか、あれば具体的に伺います。これは午前中の質問にもありました。

なお、再度確認の意味で答弁願いたいと思います。

まず、大玉村は水田農家が多くを占めています。コロナ禍の影響で、前年度から旅行、外泊、外出や飲食などの自粛規制がしかれ、米余りが農家にとっては大きな減収になっております。

ちなみに、令和2年度の中通り産コシヒカリが60キロ当たり1万2,100円、ひとめぼれが1万1,900円に対し、令和3年度の中通り産コシヒカリが60キログラム当たり9,500円で、前年に比べて2,600円の減であります。ひとめぼれが8,700円で3,200円の減であります。

このように、令和3年度の米価下落によって、大玉村の基幹産業である米農家の減

収は大きな痛手であります。ＪＡや福島県においても支援を検討するとしていますが、ＪＡは分かりませんが、県の方針によりますと、種子、種もみ購入費の補助として１キログラム当たり１５０円との発表がありました。

村では、１１月３０日の全員協議会で示されました１０アール当たり５，０００円、二本松、本宮さんも同じく５，０００円だそうです。大玉村は米どころでありますので、この５，０００円に限らず、もう少し上乗せする考えがあるかないかお答え願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） ５番議員さんに再度お答え申し上げます。

先ほどの議員さんの質問に対して答弁をいたしました但、同じでございます。最大限、これは持続、来年がゼロになるという確定があるんであれば、今年無理することはできますが、この状態が来年も続くのか、再来年も続くのか、少しこの状況は先が見えませんので、先ほどいいましたように、この５，０００円というのは大玉村の財政規模でいえば、最大限の金額を提示させていただいたというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） ５番。

○５番（松本 昇） 先ほど午前中に質問があり、そのあれは十分理解しております。そういうことですので、最大限の助成、補助というか、それは分かっております。

それに対して、一反歩１０アール５，０００円という、その５，０００円の根拠はどこから出した５，０００円なんでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） ５番議員さんにお答えをいたします。

１０アール当たり５，０００円の積算根拠というふうなことでございますけれども、これ一律にこれだからということではございませんで、一例を挙げますと、生産者の１０アール当たりの手取りを比較した場合に、令和２年産米と令和３年産米、これを比較した場合、手取りで１万６，２００円ほどの差になるというふうな試算が示されてございます。これに対しまして、当然その減収額を全て補填するというのは、減収補填ということになりますので、これは考え方を稲作の経営を持続するんだという観点から、この減収額に２５％、これは農業機械補助の色彩選別機、どちらか高いほうの補助率２５％、これを掛けたもの、これの試算が約４，０５０円になります。これが経営の持続化というふうな考え方、もう一点は種子代、これは本年度におきまして農協が５０円、県がキロ当たり１５０円の助成を行うという方針を打ち出しておりますが、その残りを全て村が次期作支援ということで補助した場合に、１キログラム当たり３００円といたしますと、１０アール当たり約９６０円ということになります。これを合わせて、稲作の経営持続化と次期作支援ということを考えますと、５，０１０円ほどの金額というふうなことで、いわゆるこれを一つのベースとして考えたということでございます。

当然、これが全てではございませんで、他県の例等々の比較等も加味しながら、金

額についての検討を行ってまいったということでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 丁寧な説明ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、大玉村、やっぱり米単作地帯でありますので、農家の皆さんが意欲を持って米づくりできるような村の対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、5 番松本昇君の一般質問を打ち切ります。

8 番武田悦子君より通告がありました「農業・商工業支援について」ほか2 件の質問を許します。8 番。

○8 番（武田悦子） 8 番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました一般質問を行います。

初めに、農業・商工業支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの暮らしのあらゆる場面に及んでいます。加えて、燃油高騰も暮らしを圧迫しています。これは、農業・商工業においてはさらに深刻です。農業の分野では原発事故以降、ほかの産地に比べると2 割から3 割低い価格に抑えられている福島県内産の農畜産物は、新型コロナウイルス感染症の拡大でさらに落ち込んでいます。特に米は、旅館業・外食産業の低迷などから令和3 年産米の概算金が大幅に下がり、このままでは農業を続けられないとの声も上がっています。

そこで、まず最初の質問として、米の価格下落による農家収入の減収がどの程度になるのか把握していると思いますので、その金額を教えてくださいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

今ほど申し上げましたように、生産者の手取りにつきましては、10 アール当たり約1 万6, 200 円ほどの減収になるのではないかというふうに見込んでおります。まだ試算の段階ですので、村全体のということではございませんが、これが一つの考え方のベースということで、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 1 万6, 200 円、すごい金額だと思います。これだけの金額が村全体で減収となるわけですから、村の経済にとっても大きな打撃ということになるのかと思います。

午前中の質問、そして先ほどの質問にございました、村では米農家の減収に対して直接支援をしていく、10 アール当たり5, 000 円という支援をしていくわけですが、この12 月議会に予算も計上されております。さきの全員協議会でも、支援策の説明ございました。事前の準備が始まっているというふうに思いますが、どのような形で手続が行われ、支援が行われるのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

支援金の交付につきましては、通常の補助事業でありますと、申請をいただいて交付決定をし、さらに、そこから請求をいただいて支払いをするという手続でございますけれども、手続の煩雑さを防止するために、今年度、稲作経営の計画書の面積、これを記載した請求書を各稲作農家に郵送でお届けしてございます。これに必要な確認、面積の確認でありますとか、それから販売の確認、そういったチェックを入れていただいて、振込口座を明記していただいた請求書を事務担当のほうに提出いただくということで、現在手続を進めているところでございます。これにつきましては、さきの全員協議会で準備作業を進めさせていただくということでご説明を申し上げたところでございまして、現在、請求書の取りまとめを進行している状況でございまして、年内の12月20日までに担当に提出された請求書につきましては、年内に支払いを完了したいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。少しでも早い支払いができればと、年内にも支払われるということでございますので、少し一つの安心材料になるかなというふうに思うところです。

このコロナの影響ですが、先ほど来ありましたが、今年限りということはないというふうに思っております。今は感染者数、減少して落ち着いているというようなところでありますが、新たにオミクロン株などというものが始まっている、そういう情報もありますし、感染対策を取っていく、広がらないようにしていく、これはもちろん重要です。しかし、このような状況を踏まえれば、米価の下落、これが止まるということは考えられないのかなというふうにも思っております。今年だけではなく、来年度以降の米価においても支援策は必要になるかなというふうに考えておりますが、村としてどのように考えているの伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、来年以降も続くという危惧をしておりますので、同じような状況が続けば、やはり金額はまた再度検討しますが、支援は続けなきゃいけないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。コロナの影響、本当に早く収束してほしいと願っているのはどなたも同じだと思いますが、なかなかそうならないのかなというふうにも思うところです。

この影響ですが、畜産農家にとっても深刻なものがあると思います。飼料の高騰、餌代も高騰するという話を聞いております。大変な状況であります。畜産農家は、村

内の耕作放棄地解消にも大きな役割を果たされていらっしゃいます。これまでも様々な支援、村として行ってきましたが、今後の支援がより重要になってくるのではないかと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

先日、畜団連との補助等に対する懇談会を実施しまして、それぞれ肥育、繁殖、酪農のほうから、あと養豚ですか、要望が上がってきておりますので、これについては、畜産のほうは価格の変動が結構大きいというか、状況の変化がありますので、その辺はもう少し時間をかけて見極めて、必要があれば支援を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ状況を見極めながら、支援をしていただきたいというふうに思います。

先ほど来、支援のお話ずっとさせていただきました。村が支援できるもの、これは本当にごく一部、米ですと、先ほど1万6,200円というお話ありました、下落が。そのうちの5,000円は支援をできるけれども、そうなるともう3分の1ということになってしまうわけです。そうしますと、本当に村だけで解決できる問題ではないというふうに思っております。国の農業政策、これを根本的に変えていかなければ、農業の未来はあるのかな、ないのかなと、本当に不安な状況に陥っていると思います。

2020年の食料自給率37%、毎年毎年下がっています。自分たちの食料も守れなくなってしまうのではないかと、このようなことも心配されます。村長には、様々な場面で、国・県に対し農家の置かれている現状を踏まえ、農業政策の抜本的な拡充を強く求めていただきたいというふうに思っております。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

国・県に対しては、先ほど道路の関係の話もありましたが、県の土木部長に西部幹線の社総金のことをお願いしたり、国会議員にお願いをしたりして、実際は動いております。

今回の米とか畜産については、私は福島県の町村会の監事で、本部役員をしておりますので、その中で要望書を提出しますが、来年の1月か2月に、本部役員と知事との懇談会がございます。それから、その後東京へ行って、東京で福島県選出の与党議員との懇談、要望活動、これ時間をかけてやります。それから、午後からは野党議員との要望活動、懇談ということで、幸いにも町村会の本部役員を仰せつかっておりますので、そういうことをお願いする、個別にもお願いする機会がございますので、ぜひ知事並びに国のほうには、強力に要請をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ強く要望していただきたいというふうに思います。

次に、令和4年、来年に農業振興公社を設立すると、運営を開始するという事になっておりますが、振興公社の経営形態、これをどのようにしていくのか。また、具体的な事業をどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

議会に対しては、21日の全員協議会に時間を取っていただいて、詳しく中間報告をさせていただくことで、議長のほうに申入れをさせていただいております。その中で、詳しいことは説明をさせていただきますが、事業主体については、振興公社については一般社団法人という形を取りますが、実際は村が行うべき農業政策を社会福祉法人の社会福祉協議会と同じように、農業振興公社に担っていただくということで、立場的には同じ社会福祉協議会と農業振興公社は、経営の在り方というのは同じようなことになろうというふうに考えております。

公益事業、村から依頼を受けたものについては、それは村から全額支出すると、それから収益事業、最初はすぐに黒字になるなんてことはありませんので、収益事業不足分については、当然、村から支出するようになりますが、だんだん収益事業を進めていっていただいて、最終的には収益部門についてはプラマイになるように、ゼロ以上になるように、数年かかるとは思いますが期待しております。それから、公益事業は先ほど言いましたように、公益事業は村から委託を受けて、こういうことをやってくれないかということで、公益的な事業を行うと。2つの部門が想定されております。

村から職員を現時点では派遣すると、社協で雇い入れる会計年度任用職員である方もおられますが、基本的には、経営主体は村から派遣をして経営をしていくと。それと同時に、途中から加わるであろう可能性のある農協からも、職員の派遣について依頼をして、加わった場合には派遣しますということもいただいております。

それから、事務所については、前にもちょっとお話ししましたが、今、大山地区にある畜産センターを村で借りる、取得をしたいわけですが、取得できなければ取りあえず数年借りると。そして、最終的には村で取得をして、社会福祉協議会のさくらと同じように、農業振興公社に指定管理でその施設管理を一緒に行いながら事業展開をしていただくというふうに考えております。事業については、担当のほうから説明をさせます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社が現時点で想定している事業ということで、ご説明申し上げたいと存じます。

これにつきましては、公社設立検討委員会におきまして、協議の結果、こういった14項目の事業が必要なのではないかという報告が村長になされたことを受けて、これらについて、全て来年から全部を開始するというのは、なかなかこれ難しいことでもありますけれども、将来的な部分も含めて、これらの事業に取り組んでいくということの内容でございます。次の事業を展開できるような法人を目指していくということ

でお聞きいただきたいと思います。

まず、育苗センターにおける硬化苗の生産と販売、育苗センターの事業運営、次に農作業の受委託に関する事業、農地の集積等に関する事業、耕作放棄地の対策に関する事業、新規就農者担い手育成に関する事業、循環型農業の形成に関する事業、機械施設のリースに関する事業、家族農業者への支援事業、畜産農業の支援事業、6次産業化に関する事業、農業技術の研究及び習得に関する事業、作業員のあっせん等に関する事業、鳥獣害対策に関する事業、その他、目的に沿った事業ということで、この中には林業に対する取組も含むという考えをさせていただきます。

これらの事業を柱といたしまして、全部一斉にスタートというわけにはいきませんが、準備を含めまして、これらの事業に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。それぞれの事業形態の在り方、また事業の中身、14項目ございました。これが全て網羅できれば、すばらしい公社になるのかなというふうには思いますが、当初からそううまく事は運ばないのかなというふうにも思っている部分もありますが、頑張ってくださいたいというふうに思っております。

この振興公社動き出せば、村の農業者にどのような影響があるかと考えるか、この振興公社の存在自体が、村の農業者にどのような存在になっていけばいいと考えていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

まず第一義的には、今、農業を取り巻く課題がたくさんあります。後継者の問題とか、耕作放棄地の遊休地の問題とか、数え上げれば切りがないほど、農業を取り巻く状況は米価の下落等もありますし、風評被害もありますし、いろいろあるわけですが、まずそういうものの全て解決策でやるというのは無理ですが、できる限りそれをしてしっかりと軽減、もしくは解決に努めていきたいと。これは当然、農業を営む皆さんにとってはプラスになるお話だというふうに考えております。

それから、あと当然公社ですので、農業者の方々が手を出せない部分、収益もちょっと考えられないとか、しかしやっぱりやらなきゃならない事業というのはありますので、例えば、よく今言われている草刈りをどうするんだとか、そういう問題も当然ありますから、村がどこに頼んでそういうことやればいいのかとか、多面的機能支払制度のほうでもそれは当然やっていますが、併せてやはり、振興公社もそういうものの何らかの委託を受けて、事業を執行するということは大切だと考えています。そのためにはということで、シルバー人材センターについては、振興公社と併せて活動していただくということで、今、最終的に了解を得ているところであります。内諾は得ておりますので、ただし、シルバーにとって人材不足もありますので、振興公社では人を探したり、そういうシルバー人材センターにとっても事業展開しやすいような

ものに持っていけると、間接的に農家の皆さんの助けになるものと。

それから、これもなかなか大変ですが、ICT活用とか、新しい農業、なかなか農家の方が取り組めないんだけど、将来の大玉の農家のためには、こういう作物で取り組んだらどうだとかというものについても、すぐには難しいと思いますが、取り組んでいきたいなというふうに考えています。

それから、あと米作からの転換ということで、ハウス等、そういうものは村で設置をしますが、造った研究ハウスの中で、振興公社が新しい作物とか、振興したい作物について栽培をして、それを農家の皆さんのほうにお伝えするというようなことも、重要な役割かなというように考えております。ただ、先ほど部長言いましたように、すぐに14項目は検討会の中で振興公社としてできる可能性はこれあるんじゃないかという提言ですので、これが14項目全部に取り組めるのが何年後になるか分かりませんが、できるだけ早急に取り組を進めていきたいなというふうに考えています。

ですから、大規模農家だけではなくて、本当に家族農業でやっている方たちの農地を守っていただいていると大きな力がありますので、そういう方たちにもいろんな情報、手助けができるような公社にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） すばらしい振興公社になることを期待もしていますし、頑張っているっていただきたいと、人ごとではありませんがそのように思うところです。

新型コロナウイルス感染症の問題、農業だけではなく、商工業の経営にも大きく影響しております。加えて、様々な業種の経営に、燃油高騰が追い打ちをかけているのではないかと思います。これらの影響を把握していらっしゃるのか、また新しい支援策をつくることはできないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

燃油高騰の影響につきましては、さきに行われました商工会との意見交換会でも、特に運輸等の事業者の方から出されたところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、商工業者の方々に対しまして、これまで様々な支援を行ってきたところでございますけれども、ここに来て、さらに燃油の高騰が追い打ちをかけているというふうな状況であるというふうに認識をしてございます。

今後でありますけれども、備蓄原油の放出と国の対策や産油国の対応等による価格の変動を十分注視していくとともに、事業活動の支援ということになりますと、商工業者のみならず多方面に及ぶというふうに考えておりますので、これにつきましては、関係機関等と十分に協議検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） やはり情報をきちんと把握していくことが支援策をつくる上でも重

要かと思しますので、皆さんの状況を把握していただいて、意見交換も引き続きしていただきたいというふうに思うところです。

この項目、最後になりますが、村内の商工業者、農業経営においても大きな課題、これはやはり後継者の問題ではないかというふうに思います。農業振興公社のところでも、後継者の育成等々も公社でやりたいというお話ございましたが、今現在どちらの分野でも後継者の問題、自分たちではどうしていいかわからない、これが現実なのではないかなというふうに思うところです。

農業分野では、県内の総農家戸数、５年間で１万２，６６５戸減少しているという数字がございます。基幹的農業従事者の６５歳以上の割合が７４．８％となっています。この後継者がもういないんだと、このままでは続けられないんだと、あと１０年もやったら終わりかなと、このような話もよく耳にします。後継者確保、これは本当に喫緊の課題ではないかというふうに思っております。農業も商工業もなくなって困るのは、私たち村民であります。

ある自治体では、事業承継のための担い手育成補助金を出しているというような自治体もございます。大玉村でも、この問題に積極的に取り組んでいくべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） ８番議員さんにお答えをいたします。

販売農家数等の減少につきましては、大玉村でも例外ではございませんで、２０１５年農林業センサスと２０２０年農林業センサスを比較いたしますと、販売農家数の戸数は２０１５年に６０４戸であったものが、２０２０年には５３０戸というふうに減少しているところでございます。

これら一つの数字を取りましても、後継者対策、ご指摘のとおり、喫緊の課題であるというふうな認識でございます。これら後継者、担い手不足の課題に関しましては、今後、農業振興公社を中心といたしまして、地域内での担い手となる農家の方々への農地の集約・集積を誘導するとともに、Ｉターン、Ｊターンによる新規就農者、これらの希望を募りまして、その受入れ体制、研修、育成体制、こういった一貫した体制の整備を進めまして、後継者、担い手育成に努めてまいりたい。その際には、国・県等の補助事業等も十分に活用しながら、村内の農業者、法人の方々の協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、商工業者の後継者問題につきましては、空き店舗の利用等も踏まえながら、親族での継承が難しい場合におきましては、支援センター等による事業承継希望者とのマッチングサイト、こういったものを活用あるいは創業希望者への貸借、そういったものも含めながら、地域外の方に継承していただくことも選択肢の一つではないかというふうに考えておりますので、今後、県や関係機関、そういったところとも協議を進めまして、情報収集を行いながら対策を講じたまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 後継者問題には、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

福祉施策の向上について伺います。コロナでの経済状況の変化や燃油高騰など、住民生活は大きく影響を受けています。特に、ガソリンや灯油の高騰が深刻です。これからの時期、灯油の値上りは家計に大きく影響します。

さきの質問でも、農業や商工業でもその影響に触れましたが、総務省は11月12日、福祉灯油など、自治体の独自支援に対して特別交付税の支援を発表しました。村でも既にその内容を把握していると思いますが、こうした国の措置を活用し、生活者や事業者の支援に踏み切るべきだと思います。国の支援措置については、事業費の2分の1を特別交付税で措置することとされ、生活困窮者に対する灯油購入費の助成、保育所、障害者施設等に対する暖房費高騰分の助成事業などを想定しているようです。過去にも、福祉灯油助成事業が行われたと記憶しています。今年の高騰は本当に異常です。ぜひ国の財政措置を活用すべきと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんにお答えいたします。

福祉灯油助成制度につきましては、平成20年度に単年度事業としまして、原油価格の高騰に伴う緊急対策に対する要項に基づきまして、低所得者世帯に対して灯油購入費等の一部の助成を行うことにより、生活の安定を確保すること、あと目的として、非課税世帯のうち65歳以上の方のみで構成されている世帯や18歳未満の子どもを養育している独り親世帯、重度心身障害者世帯などの支給要件を満たした世帯に対して、1世帯当たり5,000円分の大玉村商業振興協同組合が発行する共通商品券を給付しております。

なお、今年度もご指摘のとおり、燃料高騰が続き、村民の負担が大きくなっている状況であるものと考えておりますが、現在、国において原油高騰を抑制する対策や臨時交付金等を活用しての非課税世帯に対する経済的な支援策などが検討されてございますので、村としましては、財源を含めまして国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 検討しているうちに、寒い時期は過ぎてしまうのではないかというふうにも思います。ぜひこの時期、全ての人に福祉灯油をというふうに私も思っております。本当に低所得者の皆さん、大変な皆さんに、ぜひとも支援をしていただきたいというふうに思っているところですので、遅くない時期に判断をしていただいて、このままでいくと、すぐ年明け、2月、3月、もう灯油が要らないという時期になってしまいますので、早い時期にお願いをしたいというふうに思っております。再度、村長に考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答えを申し上げます。

本当に燃料代が非常に高騰していることは、十分承知をしております。ただ、国が国会で予算措置を今考えていますので、前提としてはやはり、しっかりと支援をしなきゃいけないんじゃないかというふうには考えておりますが、その辺の財源的なこともありますので、国の動向というのは、補正予算の動向を見ながら最終的に決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ、実現させていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険、そして後期高齢者医療制度など、高齢者を取り巻く制度は様々な変更が行われてきています。

介護保険の自己負担は1割から始まり、2割、さらには3割負担に広がっています。今年の8月からは、介護保険施設を利用する人の収入により、食費の負担限度額が変わり、自己負担が増えた人がいます。このために、施設が利用できなくなったという話も聞こえてきます。このようなことが村内でもあるのか、把握するすべを持っているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員に再度お答えいたします。

まず、介護保険について私のほうから答弁したいと思います。

まず、介護保険法施行令等の一部を改正する政令、令和3年度政令第97号に基づきまして、今年、令和3年8月1日から、介護保険施設、いわゆる介護老人保健施設や介護老人保健施設介護医療院など、こちらやショートステイを利用する方の食費や居住費について、先ほどご指摘のとおり、低所得の方への助成を行っているというところでございますが、こちらについて在宅で暮らす方と、その食費、居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担というものを図る観点から、国のほうで一定額の収入がある、一定額以上の収入や預金等をお持ちの方には、食費の負担の見直しということで今回の改正がなされました。これらによりまして、負担限度額の変更に伴い、認定要件であります預貯金額等の変更に伴い負担増となった、対象となった方については4名はいらっしゃると把握してございます。

また、介護保険施設に入所、またはショートステイ等の利用をしている方の食費、日額になりますが、こちらの変更に伴って負担増となった方が、概算で67名ほどいらっしゃるかと把握してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） この一つを取ってみても、これほどの人が影響を受けているという現実があります。

そして、さらに後期高齢者医療制度でいいますと、年収200万円以上の人の医療

費 2 割負担というのが決まりました。2 割負担になる人は、国の発表では全体の 20%というふうに言われています。村内では、どのくらいの人が該当するのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8 番議員さんにお答えをいたします。

後期高齢者医療保険につきまして、早くとも来年の 10 月以降ということになりますが、窓口負担が 2 割となると見込まれておりますのは 121 名おります。被保険者全体の約 11.5%を占めると試算されておるところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 後期高齢者医療制度の保険料、これは年金から天引きされるという仕組みになっておりますが、この年金額が 18 万未満以下の方は普通徴収、自分で納めなければならないということになるわけですが、年金 18 万未満ということは年額でございますので、本当にごく僅かな年金額で、この保険料の支払いも大変厳しいという状況にあるのではないかと思います。

そこで、大玉村では保険料の未納というのがあるのかどうか。さらには、保険料を未納にしている方に、短期保険証の発行が行われている自治体もあると聞いております。大玉村でも短期保険証の発行は行われているのかどうか、伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8 番議員さんに再度お答えいたします。

後期高齢者医療制度での短期被保険者証につきましては、本村ではこれまでのところ交付は行ってございません。

また、令和 2 年度、前年度の保険料未納者につきましてですが、現年度分でゼロ人、過年度分が 3 名で、過年度分の未納額につきましては 14 万 5,500 円となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 本当に大変な状況が、高齢期においてもあるというのをこの数字からだけ見ても分かるのかなというふうに思っております。

後期高齢者医療制度における自己負担 2 割、この収入基準が 200 万円以上。この 200 万というのがいつ引下げになるか分かりません。そもそもこの導入前の議論では、自民党はその収入基準 180 万円以上と、こういうことも主張していたというふうに聞いています。また、介護保険でも介護 1、2 を総合事業に移行する、このような動きもあります。

これまで一生懸命、村を支えてきてくださった皆さんが、安心して医療も介護も受けられない状況が生まれてしまうのではないかと、とても不安になるばかりであります。今日の介護保険制度や後期高齢者医療制度の現状について、村長の認識を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

介護保険につきましても、後期高齢者医療制度につきましても、設計段階では夢のようなお話で、これで全て介護関係、それから後期高齢 75 歳以上の健康保険はもう十分に提供できるんだということですが、実際、超高齢化社会に向かって、どんどん介護の該当者が増え、それから後期高齢の方が増えてきて、医療費等もどんどん増えていくという現状の中で、当初の制度設計からはかなりずれてきているのかなというふうに感じております。やはり何事も最初の計画、それから状況が変わってきますので、どこかの時点でこういうふうに下げるとか、対象を下げるとか、負担を増やすとかではなくて、財源の部分を含めて、制度設計の見直しというのはもうそろそろ必要じゃないのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 村長がおっしゃるように、財源の問題というのがかなり重要な問題なのかなというふうに思っております。

これらの制度、国の制度ですので、制度をよいほうに変えてほしいと、そういう声を、変えてほしいと願う人が声を上げていかなければならないのかなというふうに思っております。そもそも消費税をアップするときに、福祉のために使う、そう随分言ってきたように思いますが、上がるたびに制度はちっともよくなっていない、このような状況にあります。

村長には、村民が安心して高齢期を送ることができるように、介護や高齢者医療制度について村民の願いをしっかりと受け止め、国・県に言うべきことをしっかりと伝えてほしいと、そのように思います。村長の思い、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

これは、かねてより町村会の統一した全国町村会も含めてですが、国のほうには、これについてしっかりと対応してほしいという要望はずっと続けております。

今回、先ほど言いましたように、福島県としても知事と話し合いし、県選出の国会議員との懇談の場もございますので、その中の議題の中にこの部分も入っておりますので、しっかりと要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。ぜひ声を大にして要望していただきたいというふうに思います。

この項目、最後の質問に入ります。

村内では、独り暮らしや老老世帯が増えていると思います。人数、把握していられれば教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんに再度お答えいたします。

まず、独り暮らし高齢者世帯につきましては、現在 1 9 9 世帯、老老世帯につきましては、2 2 2 世帯と把握してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 独り暮らしが約 2 0 0、老老が 2 2 2、老老ですから、この倍の人数が高齢者のみの暮らしをされていると。すごい数字だと思います。しかし、高齢者ばかりではなくて、障害を抱える方、さらには貧困などで苦しい生活を余儀なくされている方も、村内には多くいらっしゃるのではないかと思います。

これらの皆さんの相談、援助には専門的な知識が必要になると思います。特に、高齢者を対象とする場面においては、包括支援センターが社会福祉協議会へ委託されたことにより、これまで以上に専門性の高い援助が行われていると思います。しかし、現在の 2 人体制ではできることに限りがあります。今後ますます高齢化が進み、支援が求められる状況が増えてくるのではないかと思います。それらを考えれば、今から包括の人員を増員して支援に当たるべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今 2 人体制で社協のほうに委託をしてやっていただいております。いっぱいいいだということも聞いております。どんどん需要が増えてまいりますので、職員を増やすということは、なかなか人件費の問題とか、社協のほうで採用しても、結果的には村から人件費は全額出すようになりますので、それも含めて、あと機構の見直しもしたいと、来年の 4 月に向けて考えておりますので、農業振興公社も立ち上がりますし、スマートインターのほうの体制も、今度は勉強会を 1 2 月に行いますので、本格的に令和 4 年度は計画に入ってまいりますので、国との対応が出てまいりますので、その係を設置するとかということになると、もう少し機構をいじらなきゃいけないというふうに考えていますので、その中で増員が可能かどうかについても検討させていただきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 現在、包括 2 人で本当に忙しい毎日仕事をされていると思います。相談援助業務はなかなか難しいことも多いので、こういう言い方をすると大変失礼ですが、全て包括に丸投げをするのではなくて、やはり役場の中で一旦しっかりと受けて、その中で包括に、じゃ、ここはお願いをしようかという部分も、次年度の機構改革の中でできるというふうに期待をしますので、そのあたりも含めてよろしく願いをしたいと思います。

最後の質問です。

美しい村をつくり上げることについて質問します。日本で、最も美しい村に加盟している大玉村ですが、景観だけを取ってみれば、美しい村にそぐわないところも多く

見られます。11月に議会主催で行った村民の声を聴く会でも、景観の問題として、耕作放棄地やごみ、道路の草刈りの問題などが出されました。景観を守り育てていくことは、景観を守るだけにとどまらず、災害発生時の被害を抑えることにもつながるのではないかと思います。

そこで、まずは村内の環境整備についてです。現在、村民の皆さんに協力をいただきながらクリーンアップ作戦など、村内の美化活動が行われています。地域ごとに行われる活動は、回数に限りがあります。村民の声を聴く会でも、通学路の雑草の話が出されました。ボランティアで草刈りをしてくださる方もいらっしゃいますが、雑草が伸び放題になっているところもあります。地域を越えた組織活動で、定期的に活動できるような形をつくることはできないのか。村内には、花いっぱい運動などでいろいろなグループが活動している場所もあります。いろいろな組織に美化活動をお願いする、お願いをするだけではなくて、お金も添えてお願いをするということですが、いろいろ工夫できないものか考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

具体的なものは担当のほうから答弁させますが、美しい村なのにこういうことがあっていいのかという、まずいろんな、議員は質問が出るんですが、私、美しい村を指定したときに皆さんにお話ししたのは、美しい村というのにはいろいろと問題があると。ですから、大玉村の財産は、ほかから来た人も住んでいる人も、この美しい景観とか、美しい村なんだというふうに思っていただけのために、みんなで協力をして、美しい村をつくり上げていきたいと思いますというのが、美しい村連合に入ったときに説明をさせていただきました。

美しい村なのに、これは美しくないだろうということの話は、私からいうと本当は逆なんです。そういうことは、美しい村をつくるためには、みんなで協力して解決していましょねというのが美しい村の理念、目指す方向性をみんなでつくっていましょねというのが、美しい村に加盟した最大の理由ですので、その辺はご理解の上、ご質問されているんだというふうには思いますが、その点からいうと、今、質問されたように、みんなでその理念を達成するためには、じゃ協力をして、美しい村をつくっていましょねと、ボランティアでやっていましょねということは、本当に望むところということでもあります。その内容については、担当部長のほうから答弁させます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

村内の環境整備、特に私ども産業建設部に多く寄せられますのは、道路ののり面の草刈りでございます。現在のところ、主要道路の交差点等、見通しの悪いところ等々について重点的に対応しているところでございますけれども、村だけの対応にはおのずと限界がございます。大きな課題となっているところでございます。

現在におきましても、多面的機能支払交付金事業や中山間地域交付金事業、これら

の活動組織とも連携を取りながら、村道のり面の草刈り等を行っているところでございますけれども、地域を越えたというふうなところで、今後さらに広域組織が組織されてございますので、こちらとも連携を強めて実施をしていきたい。年に、例えば1回であったものが年に2回とか、回数を増やすとか、そういったところ、それから地域をもう少し延長を伸ばすとか、そういうことも含めて連携を深めていければというふうに考えてございます。

また、沿道の植栽、花いっぱい運動等につきましては、現在、婦人会や老人クラブの皆さんにご協力をいただきながら進めていただいているところでございますけれども、今後より多くの助成団体あるいは先ほど申し上げました多面的機能支払交付金事業の活動組織、こういったところとも幅広く協力を呼びかけ、また助成団体等ですと、多面的機能の構成組織となることも可能でありますので、そういったことも視野に入れながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、耕作放棄地等につきましては、農業振興公社での対応、そういったことも含めて、解消に対応を進めていければというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 村長がおっしゃることはよく理解した上で質問したつもりですので、村民自身が美しい村をどうつくり上げていくか、それに必要なことは何かという観点で質問をしたつもりですので、よろしくお願いをいたします。

本当に、村内では様々に活動をしている団体いろいろございますので、ぜひ協力を呼びかけるのも一つの手かなというふうには思っておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、村内の河川の問題。

地域の皆さん、手入れをされている場所、もちろんございます。杉田川など1級河川は県の管理となっておりまして、河川の整備は県ということになりますが、安達太良川、杉田川とも底ざらいされております。かなりきれいになった部分見受けられます。

それでも、河川の支障木、これらはまだまだ管理が行き届かない部分、これも目につきます。大雨などで川の水位が急激に上がる、このようなことになれば、支障木などにより、水害が発生する可能性もあります。村として、これらについてはどのように対応していくのか考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

河川内の経年的な堆積土砂あるいは支障木の増加に伴う流下阻害の箇所拡大につきましては、洪水氾濫を招く一因となることでございます。

このようなことから、村といたしましては、河川内の堆積土砂の撤去と支障木の伐採を、県管理につきましては県に要望するとともに、引き続き推進してまいりたいというふうに考えてございます。

現在も県に対しては、県管理河川の堆積土砂の撤去を要望しておりますとともに、現在、計画的に実施をしていただいているところは、今ほど議員ご指摘のとおりでございます。

また、村管理河川につきましては、今年度、天岩川の支障木の伐採を実施したところでございます。引き続き、河川内の堆積土砂の撤去あるいは支障木の伐採によって河道の流下断面を確保し、流下能力の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 最後の質問に入ります。

環境を守ることの一つに森林を守る、このことも大変重要であります。森林を有効に活用していくことは、守るだけでなく、今後のエネルギー問題にもつながっていくのではないかと思います。

私有林も含めた除間伐の実施やその木材の利活用に関して、県民の森を所有する福島県、国有林を経営する営林署とも協議をしながら、新たな事業をつくっていくべきではないかと思いますが、村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

ウッドショックということで、なかなか輸入材が入ってこなくなって高騰してきていると、それに伴って国産材の利用も促進されていますが、これも値段が高騰してきているということで、今、林業に対する意識が非常に高まっておりますので、今こそ森林に人を金をとという、前々から言っていたものがだんだん実現する方向にいくのかなというふうに期待はしているところでございますが、村のかなり、7割ぐらいかな、国有林62%、国有林だということで林野ですね。そのかなりの部分、ほとんどの部分とっていいぐらい国有林が占めております。

これについては、私こっちのほうも阿武隈川上流域の森林、林業関係の国有林のほうの副会長をやらせていただいておりますので、いろいろ林業の関係者と話し合いをする機会がございますが、やはり景観を大切にしたいということなので、皆伐はできるだけやめてくれと。列状で斜めに伐採するとか、下から見たときに完全に一角が木がなくなっているというようなことをやらないようにというお願いをしていますので、国は国のほうで、そういうことを配慮しながら伐採をしていただいています。

民有林の状態については、後で部長のほうから説明をさせますが、なかなか悩ましいところで、村の場合には、上部の山林地帯については、水源涵養ということで米作りの関係もありますし、景観の問題もありますので、できるだけ山間部については保全すべきエリアというふうに考えておりますので、その範囲の中で、しっかりと今言われたみたいに間伐材をどう活用するかとかということについては考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

今、村の施設として考えているのが、大山公民館の代替施設としての子育て支援セ

ンターと村民交流センター、これ村有材でできないかと。できないところは、福島県産材でできないかなということで、これから構想をつくっていきますが、その中で少し検討してもらいたいなど。大玉村の公共施設が木材で造られるとなると、これもかなりのインパクトになりますので、大玉村の間伐材とか、木材の利用促進にも結びつくかなというふうにも考えております。

あとは、バイオマス発電について、外部から建設したいというようなお話も以前いただいておりますが、なかなか川の放射線量がなかなか下がらないということで、今、先発のバイオマス発電所が苦戦をしております。それについては、大玉村はその辺の状況を見極めながら、バイオマス発電についての対処をしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

本村におきましても、森林資源を有効に活用し、環境に配慮した取組を行うということは大変重要なことと、担当として認識しております。

2020年農林業センサスによりますと、大玉村の林野面積は4,888ヘクタール、村の面積の約62%弱を占めるものでございます。この内訳につきましては、国有林が2,841ヘクタール、公有林が552ヘクタール、民有林が1,595ヘクタールでございます。

森林資源の有効活用ということには、適切な森林の維持管理が極めて重要であるというふうに認識しておりますので、公有林の手入れとともに、民有林につきましても、森林環境譲与税、これを活用した間伐や人材育成、担い手確保あるいは木材利用促進を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、国有林につきましても、先ほど村長からお話がございましたが、国有林や所在市町村の有志協議会という組織がございます。これらを通じて、林野庁のほうに適切な管理と活用について要望をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時25分といたします。

（午後3時06分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時25分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

4番本多保夫君より通告がありました「村道の補修について」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（本多保夫）　4番本多保夫です。議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目にであります、村道の補修についてであります、近年その他の路線、100番から九百何十番までであったと思いますが、その他の路線の傷みがすごく激しい、そのように見受けられますので、その補修計画等を伺っていききたいと思えます。

1として、村道1、2級路線に比べますと、山間部のその他の路線の損傷が激しくなっており、早急に補修すべきところがたくさん目につきますが、その補修計画があるのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（菊地利勝）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕）　4番議員さんにお答えをいたします。

補修計画の有無についてのお尋ねでございますが、村では平成26年度におきまして、村道の延長約330キロのうち、調査の必要度の高い路線約60キロにつきまして、路面性状調査業務を実施いたしまして、舗装維持修繕計画の資料を策定してございます。この60キロは1、2級路線のみではなく、議員ご指摘のようなその他の路線も含む60キロというふうにご認識をいただきたいと思います。

この調査業務は路面の性状を測定する車を走らせまして、測定データを収集解析し、ひび割れあるいはわだち、縦断の凹凸等を評価いたしまして、その上で舗装維持修繕計画資料を策定し、具体的には舗装補修箇所のリストあるいは箇所図等を策定したものでございます。

この時点での結果では、早急に補修が必要というのが全体の20.5%、修繕が必要というのが18.4%の延長でございました。現在、これらの資料を基に補修を進めているところでありますが、当然この中には、区長さんからの要望あるいは毎月行っている、そういった道路パトロールも含めた補修の箇所づけを行っているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝）　4番。

○4番（本多保夫）　ありがとうございました。村道1、2級路線でも悪いところは数多くあるわけでありまして、通行量もその他の路線に比べますと多いわけですから、傷みも激しくなってくる。危険度も増してきますので、修理も早く適切な対応がされていきますが、どうしても山間部の路線は対応が遅れてしまうというような傾向にあるよ

うに思います。それですから、なるべくその状況はある程度理解しているつもりではございますが、計画性を持って早めにできればやっていただければ、例えば山間部辺りも穴が開いてしまったと。そういうところには、レミで埋め戻すというような作業が行われているわけですが、それではまたすぐに壊れてしまうんですね。それを思い切った改革をもって5メートルとか10メートルとか、舗装をやり直しすると、そういったことをしていかなないと、何度も何度もやっても同じことの繰り返しだと。

私の住んでいるところ、細田矢沢線、これらについても長峰地区または新田地区、これはひどいものであって、何度も何度も穴埋めをやっていただいているような状況下にあります。それを根本的に直す計画はないか、それを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4番議員さんに再度お答えをいたします。

議員ご指摘のように、補修を要する箇所状況といたしますのは、その場所の地理的条件あるいは交通量、気象等によって大きくこれは変動いたします。

また、年度ごとの予算の制約というふうな事情もございまして、先ほど申し上げましたように、現在の村道補修につきましては、先ほどの資料を基礎にしながら、行政区長さんからの要望あるいは道路パトロールの結果等を反映し、行っているという状況で、具体的にこの計画づけをということではありますが、これらについても、先ほど申し上げましたような状況によって大きく変動する可能性があることから、現在このような補修の箇所づけを年度ごとに行っているというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） ある程度、理解できますので、これ以上言っても財政的なものもございまして、その辺は理解しているつもりであります。なるべくそういったものを早めに解消していくような体制づくり、予算要求等をしていただければと思います。

次に、事故防止の観点から伺いますが、1、2級路線でも生活あるいは通学道路として利用しているところがありますが、本来あるべき道路両脇に引かれている白線が消えてしまっているところが多く見受けられますが、朝晩の通学時間帯と通勤時間帯が重なり、かなり危険な状況下にあり、スクールバスにも乗れない徒歩での通学生徒を守るため、せめて白線による車道、歩道の境をつけ、安全・安心な通学を考えますが、この白線を引く計画、これは公安委員会でもなくても引けるのかなと思うんですが、その辺の考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

道路管理者である村の管理する村道であります。外側線あるいは規制を伴わない中央線の区画線につきましては、道路管理者の管理でございます。

この白線塗布につきましては、特に消えている箇所でございますので、これにつきましては毎年度、先ほどの道路補修と併せて実施をしているところでありますが、なか

なか議員ご指摘のような消えている箇所をすぐにとというのが、追いついていないような状況であることは十分認識してございます。

一方、特に通学路ですとか、そういったところには外側線あるいはそこに、カラーの薄層のカラー舗装、そういったものも実施しておりまして、これらも含めて安全の確保を図ってまいりたいというふうに考えます。年次計画でということで、これも考えたいわけですが、その年度ごとの制約等もございますので、これらにつきましても、先ほどお話ありましたように、パトロールあるいは区長さんからの要望、地元の声等々を反映しながら、年度ごとの箇所づけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 子どもの安心・安全のために、一日も早く白線を引いていただいて、生徒たちの安全を守ると、実際2級道路かな、本揃辺りから来る子どもたち、また細田矢沢線については、新田との境目から来る子どもたち、これいずれもバス通学は不可能なんですね。ただ、走っているバスを見ますと、がらがら空いているんです。それでも乗れないという状況下にありますので、一日も早く、そういったところは優先的に白線化をよろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

2 番の遊休農地対策ということで、何点かお聞きしていきたいと思います。

①としまして、今後、山間部はますますの耕作放棄地や遊休農地が増大していくことが考えられますが、理由としましては、高齢者の増大、耕作地の不便さ、ますますの米価安を考えますと、借手もなく荒れ地となることが大変懸念されるところでございしますが、その対策がありましたら伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4 番議員さんにお答えをいたします。

遊休農地の増大の懸念に対する対策というお尋ねでございますけれども、これにつきましては、これをやるからというふうな特効薬というふうなものは、なかなか現時点では難しいものというふうに考えてございます。

村といたしましては、いかに営農を継続できる、あるいは継続できる方に資源を集中する、そういったことも対策として考えていかなければならないというふうに考えるところでございます。具体的に申し上げますと、農地パトロールによって、実態把握をまずするのが重要であるというふうに考えておりまして、これに加えまして、農業機械の共同利用に対する補助の継続あるいは農地利用の集積、産業の受委託によって耕作の継続推進を図っていく。また、担い手の確保を図っていく、こういったことによって耕作を継続していく、あるいは本人でなく、本人以外の方によつての継続を何とかできないかというふうな内容でございます。

また、来年設立いたします農業振興公社による農地の活用も視野に入れまして、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 何せ場所の悪いところですから、たとえ農業振興公社を設立したとしても、借手はなかなか難しいんじゃないかと。それが私は現実だと思います。公社をつくれば、そういうのを解消していくんだという考えは、ある程度捨てておかないと、きっと公社をつくっても失敗します。その辺をご理解いただいて、今後の考え方を少し変えながら進めていかないと、山間部の農業というものは発展しづらいと、そんなふうに考えております。

次に、遊休農地の対策として②番でございますが、ただいまエゴマを生産している組織があるはずですが、その生産面積を伺っていきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4 番議員さんにお答えをいたします。

エゴマの生産団体エゴマの会でございますけれども、この作付面積、令和2年度におけるエゴマの会の作付面積は1.98ヘクタールでございます。エゴマの会以外の方を含める作付面積が2.84ヘクタールという昨年度の実績でございます。

本年度につきましては、エゴマの会のみの面積を把握してございますが、1.66ヘクタールというふうに把握をしているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） ありがとうございます。さきに質問しようとした面積全てお教えいただきました。ありがとうございます。

今現在の昨年度の作付面積と生産量、販売実績、今年度も分かる範囲内での状況を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4 番議員さんに再度お答えをいたします。

令和2年度におけるエゴマの会の収穫量につきましては、1.98ヘクタールの作付に対しまして818キロというふうな実績でございます。また、これに伴うエゴマ油あるいはエゴマ粉、実等々の売上げの総計でございますが、昨年度107万6,447円というふうな実績でございます。

本年度につきましては、収量についてはまだ集計ができてございませんので、作付面積につきましては、先ほど申し上げたエゴマの会につきましては1.66ヘクタールでございますが、現在のところ売上げという点でございますが、集計いたしまして40万3,316円というのが現時点の集計でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 遊休農地対策、6次化対策として、日々努力をして仕事をしていただいているわけですから、個人としても大変感謝するところであります。

行政としても、もう少し補助金体制とか、販売体制、これらをしっかりと指導していかないと、今、言われました今年度はまだ40万円程度だということなので、これでは遊休農地が減るということはなかなか考えにくい。また、だんだんやる気をなくしていくのではないかと。じゃ、どうするんだということになります、これは行政の方も協力していただいて、職員の皆さんに少しずつ買っていただくとか、区長会にお願いして協力していただくとか、各種団体のほうにでも協力していただかないと、ある程度の量はさばけないのではないかと。今は多分、販売ルートとしては直売所かなと思っております。また、これらをふるさと納税者の方の返礼品として使えないのか、その辺を伺っていきたいと思う。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 4番議員さんにお答えをいたします。

私のほうは、支援のほうについてお話をします。

農業委員会が中心として、エゴマの作付について進めてきたわけですが、機械を自分たちで買ったり、かなり独自に一生懸命やっていたり、その代わり村としては、絞り機を購入して設置をさせていただいたということで、当然、村としては6次化を含めて推奨すべきものということでおりましたので、ただ、一時的にエゴマブームがありまして、大変引き合いが多くて売上げも大変多かったんですが、このところ、ちょっとあんまりマスコミでエゴマを取り上げていただけないというようなこともありましたし、あとはコロナ関係で、売上げが全体的に落ちているということもあります。これは、やはり機械も購入しておりますし、そういう団体もございますし、村としてはしっかりと支援したいなと思っておりますので、令和4年度、団体補助という形で今そのお話がございましたので、当初予算に計上を含めて検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

販売先という点でございますけれども、エゴマの会と連携いたしまして、先頃、職員のほうにエゴマ油の販売についてということで、庁内で周知をしながら行っているところでございます。

今後、生産団体と協議しながら、それ以外の団体への呼びかけですとか、そういったことについては、検討させていただきたいというふうに思いますので、ぜひそのような際には、ご協力をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ふるさと納税の返礼品としてというふうなお尋ねでございますが、こちらについては、既に昨年度から取り組んでおりまして、昨年度の実績としては、ふるさと納税分の返礼品が4万4,447円、本年度につきましては2,778円のふるさと納税の返礼品としての実績が上がっております。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 大変残念な金額を聞いて、今がっかりしているところです。返礼品に4万とか2, 000円とか、そんなものなんですか、今。もっともっとPRをしていただいて、活用を図っていただければと思います。私がどうのこうの言っても、これはどうにもならないんでしょうけれども、努力という言葉で何とかお願いしたいと思います。また、これが村の特産品となるよう対応をしていただければと思います。今年最後の私の一般質問でありますので、村長の考えをぜひお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたが、この団体、しっかりと団体として立ち上がってきましたが、時代の流れという中で、少し今、苦戦をしているという状況ですので、役場の中でも買ってくれということで、私も2本ほど。私は、もう5年も6年も前からずっと購入し続けて、エゴマのよさというのは十分に認識しておりますので、その辺も含めてPRをしていきたいなと思ってますし、6次化を含めてエゴマの会については、先ほどからお話ありますように、しかるべく補助金等で支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 大いに期待をしていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。これからも行政側に立った首長さんには、住民に寄り添った行政執行をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、4 番本多保夫君の一般質問を打ち切ります。

7 番鈴木康広君より通告がありました「学校のコロナ感染対策の継続に必要な対応を求める」ほか1 件の質問を許します。7 番。

○7 番（鈴木康広） 7 番鈴木康広です。議長の許可をいただきましたので、学校のコロナ感染対策の継続に必要な対応を求める、ほか1 件の質問を行います。

コロナ感染症については、大分一時期落ち着きがあり、経済活動の再開、今月進められていました。しかし、オミクロン株の発生により、国内にはまだ数例しか発生しておりませんが、その対策等が今後継続的に必要になるという状況を考えると、来年度についてもコロナ感染対策については現在と同じような、もしくは現在以上の対策が必要な可能性が継続してあるのではないかと考えています。

そこで、学校のコロナ感染対策の負担軽減として、トイレ等の消毒の外部委託やスクールサポートスタッフ支援が行われています。これらによって、教育現場に過度な負担がかからないように対策がされ、それによる行政の支援があるためにこれが継続できています。来年度についてもこの継続が必要と考えますが、その件について伺います。

「私個人としては、子どもたちが自分の身の回りのことができるように、清掃活動

は教育に必要と考えると思っています」、これは、実は前回の同じような質問の中で、教育長が言った趣旨の回答があったと記憶しております。しかし、今の状況を考えますと、コロナ感染防止のためにトイレ等の清掃の外部委託、これについては来年度も必要ではないかと考えます。これについて伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

昨年の9月から幼稚園、小学校及び中学校におきまして、清掃業者に業務委託してトイレ清掃を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、2学期までというふうにしておりましたが、その契約を更新しまして、本年度いっぱい実施するというところでやっております。

次年度につきましては、現在、国内において感染は落ち着いているものの海外においては感染が拡大しているとともに、新たな変異株の影響も懸念されております。今後の感染状況を注視しながら、実施の有無について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 手を挙げて、それからということをお願いします。どうぞ。7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、その判断時期についてなんですが、もう来年度のほうの予算等が今検討されていく時期になっていると思います。当然その判断については、早い時期の判断、あとそれが継続されるかされないかによって、学校、教育現場等でもそれに対する対応等が必要になってくると思いますので、大体今のところどの時期くらいまでの判断を考えているか等が分かれば伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 来年度のトイレの清掃につきましては、今、当初予算の要求時期でございます。予算の確保ということで、予算要求のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。来年度に必要なものという形で、教育委員会としてはそれが必要なものという形で、予算要求を含めた対応をしていくということで、それについては執行部もぜひしっかりとした検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

コロナの影響により、教育現場の負担増加を少しでも軽減するため、スクールサポートスタッフが重要な役割を担っていると思います。

スクールサポートスタッフ自体は正式な教員ではないために、できる内容については制限等があったりとかするんですが、今コロナ感染が実際に増えて、学校のほうの授業等が変更になったり、またはそれに対する今言った清掃業務も含め、いろいろな細かな変更点が学校側が一番困っている時期だと思います。そういうときに、教員以外のサポートスタッフによって一時的な対応ができることは、学校のほうの教育現場

にとって大変ありがたいというお話を伺ったことがあります。

そういう点を踏まえ、来年度の人員、同じように今と同じ人員が確保できているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 7 番議員さんにお答えします。

スクールサポートスタッフ、これはコロナが起こったから導入した事業ではなくて、その前から行っておりました。実はこれ国の事業でありまして、働き方改革の一環として国が導入したもの、それを各県に配置しているという、そういうことで行っておりますが、福島県では学校の規模の大きいところから順番にというようなことで、ずっとやってきましたので、私のほうはなかなか回ってくるあれがないというようなことで、村独自で S S S、スクールサポートスタッフを採用しておりました、小学校 2 校、中学校 1 校。

昨年の途中からだったんですけれども、コロナの臨時交付金が出てきまして、そこで県のほうで、各学校、これは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校全てなんですけれども、そこに新たにスクールサポートスタッフを配置するというようなことで、現在は県のほうから配置されています小学校 2 校、それから村独自でやっております小学校 2 校、中学校 1 校に配置しております。文科省の担当者の話をお聞きしますと、涙が出るほどうれしい制度であるというようなことであったものですから、そういう形でやっております。

来年度、コロナの状況は分かりませんが、コロナがあってはもちろん、コロナが収まってもこの制度を村独自でつくったのを使っていて、先生方の多忙化解消に寄与するように努めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。今、教育長の答弁の中で、大規模校から順にということで、当初、大玉村のほうの学校についてはその対応はなかったと。そこで、村のほうが独自でその対応をすることによって、もともとは働き方改革で、コロナではないとしても対応がされていると。実際に、それによって村内の状況がよくなった、なおかつコロナが今回起きていて、それに対しても実質的にはプラスに働いていると。県のほうで、コロナ感染のほうの臨時交付金等のものを使って、後で追加になっていると。当然、それについては県のことなので、この場で言っても仕方ないんですが、ぜひ、状況がそういう状況なのであれば継続されるべきなのかなと。

なお、あと村のほうで、今回手配されているものについても、状況が決して変化していないということを考えれば、ぜひ対応のほうをお願いしたいと思います。それについて、要するに教育委員会、もしくは村当局のほうに計画等があれば。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 7 番議員さんに再度お答えいたします。

コロナが続いてもまた収まっても、S S S、スクールサポートスタッフは村独自でこれからもお願いしていくというつもりで、多忙化解消に努めていきたいと、そんな

ふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

すみません、先ほど内容について後半、大事なところを聞き漏らしているようで、2 度はっきりした検討のほうを伺ったこと、ありがとうございます。

では、学校での部活動などの課外活動、これがコロナの影響で活動方法が変更などが必要になっている状況があると思います。それにより、新たな人員とか、費用が発生していないか。もしそれが発生しているとすれば、じゃ、誰が負担すべきなのかということもありますので、その発生があるかないか、もしくはそれがどういうふうな状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 7 番議員さんにお答えいたします。

学校におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国や県の対策に従いまして、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準のレベルに応じた対応を図ってまいりました。感染のリスクが高い活動の制限、各大会の延期や交流試合の自粛など、様々な制限があった中でも感染対策に注意し、工夫を図りながら活動を実施してまいりました。

中学校の吹奏楽部につきまして、会場での大会が中止になったことから、動画による審査を行う大会に出場しまして最優秀賞を収めることができました。この動画撮影に要する経費としまして、会場の使用料、動画撮影料が発生したところではあります。が、通常の大会参加に要する費用と同様に、公費から負担をさせていただいております。

また、各大会出場への移動に要するバスの増台分に係る費用につきましても、公費により負担をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。公費のほうで全て対応なさると、それについては公費を使う場合については、国等についてはその要件内容に少し変更があると使えないとかと、某地滑り対策の内容みたいに難しい部分があったりするんですが、これは柔軟な対応をなされているという。今後も、こういう形で必要のある場合については、柔軟な対応がなされることを期待したいと思います。

では、2 番に移ります。

米価下落により、農家は大変な状況にある。継続のための支援を求めるについて伺います。午前午後にわたり多くの議員の方がこの質問について質問を行い、回答をいただいております。それだけ重要な案件ですので、再度の回答のほうをお願いします。

県内中通りの米は原発災害の風評に加え、コロナにより深刻な販売不振により価格が暴落し、家族経営の農家も大規模な企業的経営の農家も事業継続が厳しい状態になっている。村の基幹産業である農業自体の特に水田の果たす役割、これは防災上の役

割や美しい村と言われている美しい自然環境を守るためには、大変多くの一役を担っているのかなと考えております。

農業支援内容の充実といち早い対応、これ実際にはいろいろな質問なりになって、その対応が一部なされていますが、こういうことがなされることが農家の意欲の継続につながると思っておりますので、その支援についてをお願いしたいという形の質問を主旨で同じ質問をいたします。

水田の放棄、これが農業ができないということで水田の放棄が進めば、村の豊かな自然環境、これは失われていく形になると思います。水田経営継続のために、いち早い支援の告示こそが耕作者の意欲向上と事業継続につながると考えています。再度その内容とその時期について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

米価下落に対する村の対策でございますけれども、これにつきましては、経営の持続化、それから次期作の支援という2つの目的を持ちまして、稲作農家の生産意欲の向上、維持向上を図っていくんだという手法として、村内在住の農業者及び所在する法人を対象に、主食用米及び備蓄米の本年度の作付面積10アール当たり5,000円を支援金として交付するという内容でございますが、この時期でございますが、これにつきましては11月30日に議会の全員協議会においてご説明を申し上げ、できるだけ早い告示あるいは支払いを進めてまいりたいということでご理解をいただきまして、12月1日付で各農家に通知を発送したところでございまして、現在、請求書の取りまとめを行っているところでございます。

12月補正予算に所要の経費を計上いたしてございますので、これら補正予算お認めいただければ、すぐに支払いに移ってまいりたいということで、一日も早く農家のもとにお届けしたいということで準備を進めているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。午前中から何度か説明を受けているんですが、今までにないということと変ですけども、すみません。いち早いしっかりした対応をなされているということについて感謝したいと思います。

その内容の要件についてなんですが、事業継続ということがありますので、当然その対象については本年度となるんですが、事業継続であれば来年度、要するに農業の水田作付をやるかどうかというの、当然その継続要件に入ってくるのかなと思います。

今、主食用米以外にも飼料用米の転換等が必要だというふうな国等のほう、もしくはその必要性というのが認識されるのであれば、来年度その一部を飼料用米に変更したということが、その要件上に何か制限等があるかないか。そういうこと自体がもしあるのであれば、説明等が十分なされる必要があると思うんですが、そこについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

営農継続という視点でございますが、これはあくまで今年度の作付面積、その下落分に対して交付し、来年度以降の営農継続を支援するという内容でございますので、必ずしも来年度の作付面積、そういったものを要件とするものではございません。

したがいまして、米の需給状況の改善のためには、来年度、さらに飼料用米の転換というものも求められる可能性はありますが、これについて要件を外すということではなくて、飼料用米については、今年度と同様に10アール当たり5,000円という支援策は引き続き継続しておりますが、来年度以降の稲作経営の持続化という今年度のこの施策につきましては、来年度のさらに米価等の状況を鑑みながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。今回のこの返答の中にあったように、今年度で全ての問題、米価の下落が解消されるわけではないと考えると、今年度としては最大限の対応をしていると。来年度以降についてもこういう状況が続けば、その対応について検討できる状況は継続するという話がありましたので、来年度についてその状況によって作付状況も踏まえ、米価も踏まえ、必要な対応がなされることをお願いしたいと思います。

では、大規模な企業的な経営の農家ほど、実際に価格暴落の影響を強く受けています。国・県の支援策、これ実は幾つかもう出ています。その案内とか村独自の支援策、これは大規模経営に対してですけれども、借入れの利子補給とか含めたものそういうものについての検討がなされているか、もしくは決定事項があるかどうかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

まず、第1点目の国や県の支援策の案内というところでございますけれども、これにつきましては、先ほどお話を申し上げました各農家宛てに稲作経営持続化支援交付金、この通知の際に米価下落に伴う各種支援の案内、これを同封いたしまして、農家の方々にご案内をしているところでございます。これにつきましては、県の営農相談窓口ですとか、それから今回の村の稲作経営持続化支援交付金あるいは村の収入保険の加入促進、福島県の生産意欲向上緊急支援事業、さらに農家経営安定基金、JAが行います米価下落に対する次期作支援事業、こういった内容について案内をいたしたところでございます。

また、資金需要への対応といたしましては、県とJAが利子補給をすることによりまして、実質的に無利子となります令和3年度稲作経営安定資金、こちらの利用を案内していくということで考えておりますが、今後も国・県等の支援制度等を注視いたしまして、必要があれば借入れ等に対する利子補給等の支援策も検討してまいりたい

というふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。国・県等のほうのいろいろな支援、もしくは村のほうの独自支援等、その支援内容について両方できないとか、こちらしか使えないとかというものがもしあるのであれば、それについても実際農家のほうに内容が分かる形、もしくはその一番有利な方法がどれなのかについて、もしケース・バイ・ケースで相談等が可能であればしていただくこと、それについても併せてお願いしたいと思います。

次に移ります。

これから大玉村の農業を守るための農業支援、とりわけ農業公社について、農家との意見交換、これ実施の前の準備をしているんですが、これが十分意見交換が行われたかどうか。また、どのような役割が農業公社に求められると考えるかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社につきましたの意見交換というふうな部分でございますが、昨年度、また今年度コロナ禍というふうな、こういうような状況もございまして、その広範な農家の方々との直接的な意見交換という場所は設定してございませんが、昨年から行っておりまして設立検討委員会におきまして、各農業者団体、さらには役職員の方々、畜団連あるいは J A の各生産団体大玉支部、認定農業者連絡協議会等々の代表の方々に委員となっていていただきまして、視察研修あるいは委員会を通じて様々なご意見を頂戴いたしました。

これらについてまとめましたのが、先ほど申し上げました公社として、これから取り組んでいくべき 14 項目というふうな内容でございますので、こういったことをしっかりと踏まえながら、振興公社の設立あるいは運営に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。委員会等のほうの中で、実際いろいろな立場の農業経営者のほうから意見の吸いあげがなされていたということであって、コロナがこの状況であれば、人を実際に集めてということの実施が難しいというのであれば、実際に可能な方法として十分に機能していたのかなと考えております。

今後もその農業公社については、今、言った 14 項目全てを一遍にやるとかということ自体難しかったりとか、どれが今の状況において優先されるのかということが実際の中では検討し、実施されていくと思いますので、その場合についてもいろいろな当然委員会等、もしくは情報等とかの入手する機会はあると思いますので、それについても併せて柔軟な対応、実際に大玉村にそれができることによって、農家が今まで

以上に農業についての継続とかができるようになったという実感が持てるような農業公社のほうの設立、実施、実行になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、7番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時16分）